

尾道市こども計画

すべての子どもが、健やかに成長し、
将来にわたって幸せに生活を送ることができるまち 尾道

～ こどもまんなか尾道 ～



令和7年3月

 尾道市

はじめに

本市では、平成27年3月以降、「尾道市子ども・子育て支援事業計画（第1期・第2期）」を策定し、多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、未来を担う子どもたちが、笑顔で健やかに成長できるよう、ぽかぽか☀を中心とした妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援、児童虐待の未然防止、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等の教育・保育事業及び学校教育の充実、子どもの居場所づくりの推進、地域が一体となった支援体制づくりなどに取り組んでまいりました。



国においては、少子化、人口減少に加え、児童虐待やいじめ・不登校、子どもの自殺などの様々な課題を背景に、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することとされています。

本計画の基本理念として掲げた「すべての子どもが、健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活を送ることができるまち 尾道 ～こどもまんなか尾道～」の実現に向けて、引き続き、子育て環境の充実に取り組むとともに、従来からの地域、学校、企業、団体、行政等の連携を継続し、子どもたちを幸せな未来へとつなぐまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力いただきました尾道市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ワークショップ及びパブリックコメントを通じて、貴重なご意見をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

尾道市長 平 谷 祐 宏



「～こどもまんなか尾道～」に向けて

子育て応援取組内容 ⇒



目次

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	6
5 計画の策定方法	6

第2章 子どもを取り巻く現状

1 少子化の状況	11
2 家庭の状況	14
3 女性の就労状況	16
4 子ども・若者の状況	17

第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

1 評価指標の達成状況	21
2 基本目標ごとの事業評価	23

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	37
2 計画の基本的な視点	38
3 計画の基本目標	40
4 計画の体系	42

第5章 計画の取組

基本目標1 こどもまんなかを進める環境づくり	47
基本施策1 子どもの意見表明の機会の充実	47
基本施策2 子どもが安全・安心に過ごせる環境の充実	48
基本施策3 家庭と地域の子育て力の向上	53
基本目標2 子どもを安心して産み育てられる環境づくり	57
基本施策1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実	57
基本施策2 すべての子育て家庭を支える体制の充実	62
基本施策3 子育てと仕事を両立するための支援の充実	67

基本目標 3	子どもの成長と若者の自立を支える環境づくり	71
基本施策 1	幼児期の教育・保育環境の充実	71
基本施策 2	学校教育環境の充実	73
基本施策 3	次世代を担う力の育成	76
基本目標 4	支援を要する子どもを支える環境づくり	78
基本施策 1	児童虐待防止対策の推進	78
基本施策 2	障害のある子どもと家庭への支援の充実	80
基本施策 3	健全な成長を阻害する要因を抱える子どもへの支援の充実	83
基本目標 5	貧困な状態にある子どもを支える環境づくり	86
基本施策 1	生活の安定に資するための支援の充実	86
基本施策 2	教育の支援の充実	87
基本施策 3	必要な支援の利用促進	88

第6章 量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	93
2	量の見込みの考え方	95
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	97
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	104

第7章 計画の目標事業量及び成果指標

1	目標事業量	123
2	成果指標	125

第8章 計画の推進に向けて

1	推進体制	129
2	計画推進に向けた地域一体となった取組	129

資料編

1	こども基本法	133
2	子ども・子育て支援法（抜粋）	138
3	尾道市子ども・子育て会議設置条例	145
4	尾道市子ども・子育て会議委員名簿	147
5	尾道市子ども・子育て支援事業計画策定推進会議	148
6	計画策定の経緯	150
7	用語解説	151

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市では、平成17（2005）年度から、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、「尾道市次世代育成支援対策行動計画（前期・後期）」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。また、平成27（2015）年度から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、「尾道市子ども・子育て支援事業計画（第1期・第2期）」を策定し、「地域がつながり ともに輝く 安心して子育てができるまち 尾道」の実現を目指し、質の高い教育・保育の提供や地域における子ども・子育て支援の充実、子どもの貧困対策等の取組を推進してきました。

この間、全国において少子化が進行しており、また、児童虐待*や不登校、子どもの自殺、子どもの貧困、ヤングケアラー*等、子どもを取り巻く状況は深刻化、複雑化しています。

こうした状況を踏まえ、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、令和5（2023）年12月には、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱*」が閣議決定されました。

「尾道市こども計画」は、現在の子どもを取り巻く社会的な情勢、本市の子育て等に関する課題やニーズなどを踏まえ、すべての子どもと若者が健やかに成長し、将来に夢や希望を持って幸せに生活を送ることができるまちづくりの推進を目的として策定するものです。



※文章中にある「*」については、151頁以降に語句の解説を掲載しています。

2 計画の性格

- ◆こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を一体的に策定しました。

【こども基本法第10条第2項】

第10条

- 2 市町村は、こども大綱*（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱*及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

- 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- ◆こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく子どもの貧困対策の計画を含みます。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項】

第10条

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

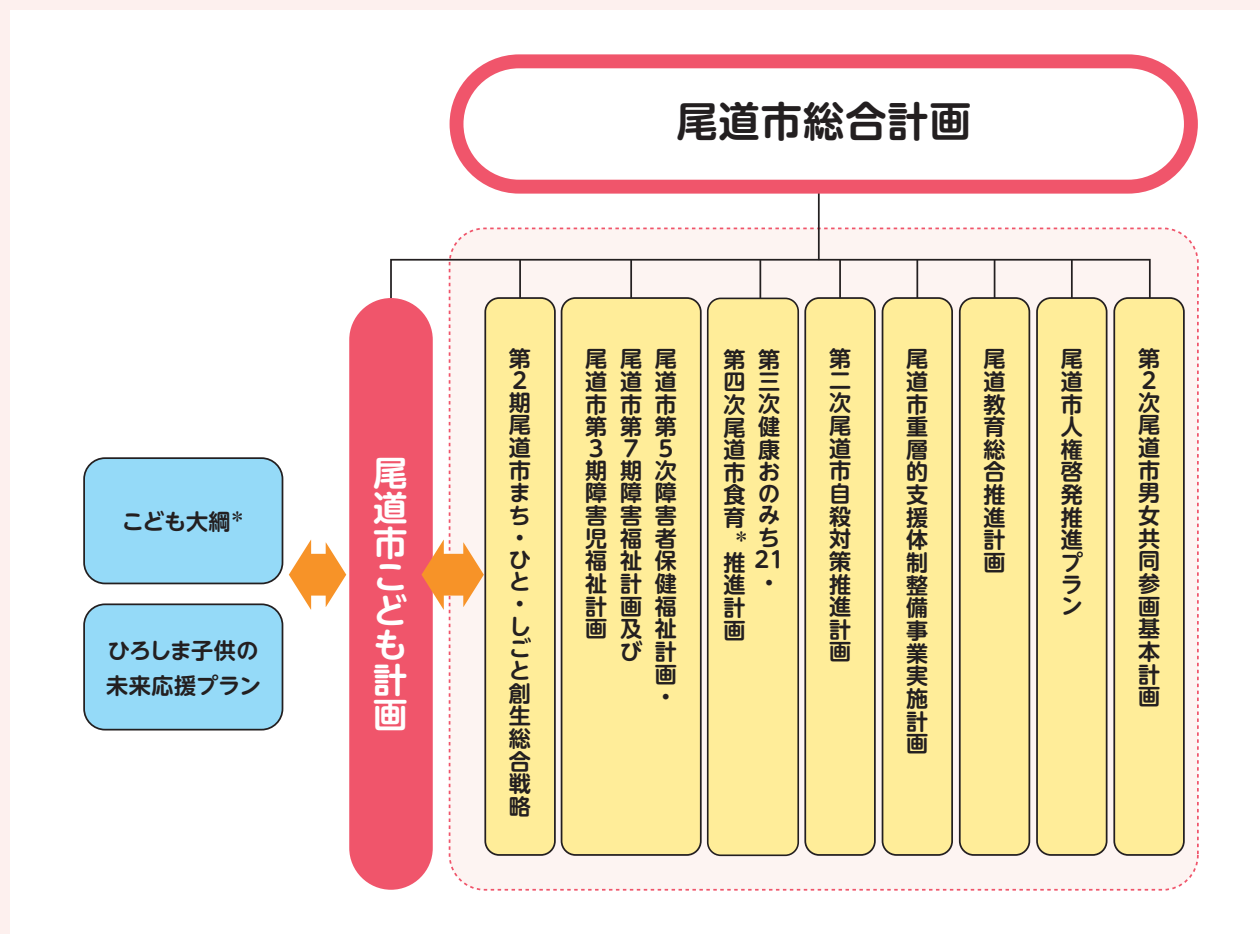
- ◆子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画を含みます。

【子ども・若者育成支援推進法第9条第2項】

第9条

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ◆本市の最上位計画である「尾道市総合計画」、関連計画である「第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「尾道市第5次障害者保健福祉計画、尾道市第7期障害福祉計画及び尾道市第3期障害児福祉計画」、「第三次健康おのみち21・第四次尾道市食育*推進計画」、「第二次尾道市自殺対策推進計画」、「尾道市重層的支援体制整備事業実施計画」、「尾道教育総合推進計画」、「尾道市人権啓発推進プラン」、「第2次尾道市男女共同参画基本計画」等との整合性を図り、策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第1期尾道市 子ども・子育て支援事業計画 (平成27(2015)年度～)			第2期尾道市 子ども・子育て支援事業計画					尾道市こども計画				

4 計画の対象

本計画の対象は、子ども、若者及び子育て世帯とします。

本計画において、「子ども」はおおむね18歳未満、「若者」はおおむね思春期から30歳未満までを指すものとしますが、施策によっては40歳未満までを対象とする場合があります。

5 計画の策定方法

(1) 策定体制

計画に市民の声が十分に反映されることと幅広い関係者の参画により施策が展開されることを目的とし、保護者代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者、労働行政関係者等で構成される「尾道市子ども・子育て会議」において協議を行い、策定しました。

(2) 「尾道市こども計画」策定のための調査の実施

中高生や若者の意識や実態を把握するため、令和6（2024）年6月21日から7月16日までの期間で、12歳から39歳を対象として「尾道市こども計画」策定のための調査を実施しました。

対 象	中高生調査	若者調査
	12歳から17歳の市民	18歳から38歳の市民
抽 出 方 法	無作為抽出法	
調 査 方 法	郵送配布・郵送及びインターネットによる回収	
対 象 数	2,000	2,000
有効回収数	825	658
有効回収率	41.3%	32.9%

※対象年齢は4月1日現在。

(3) 第2期子ども・子育て支援事業計画中間評価のための調査結果の反映

市民の子育てに関する課題やニーズを反映するため、令和4（2022）年7月から8月に就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象として実施した「第2期子ども・子育て支援事業計画中間評価のための調査」（以下、「ニーズ調査」という。）の結果を踏まえて策定しました。

対 象	就学前児童がいる世帯	小学校児童がいる世帯
抽 出 方 法	無作為抽出法	
調 査 方 法	郵送配布・回収	
対 象 数	2,000	2,000
有効回収数	1,117	1,017
有効回収率	55.9%	50.9%

(4) 広島県子供の生活に関する実態調査結果の反映

本計画の策定にあたり、子どもとその家庭の生活実態を把握するため、広島県が令和5（2023）年度に小学5年生、中学2年生及びその保護者を対象として実施した「子供の生活に関する実態調査」（以下、「生活実態調査」という。）の本市の結果を踏まえて策定しました。

(5) こどもまんなかワークショップ*の開催

「こどもまんなか社会」の核となる子どもの意見を本計画に反映するため、市内に在住する小学生、中学生、高校生、大学生が参加するワークショップ*を開催しました。

(6) 各課における事業評価の実施

第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき推進した事業の担当課において、取組の達成度と今後の方向性について評価を行いました。

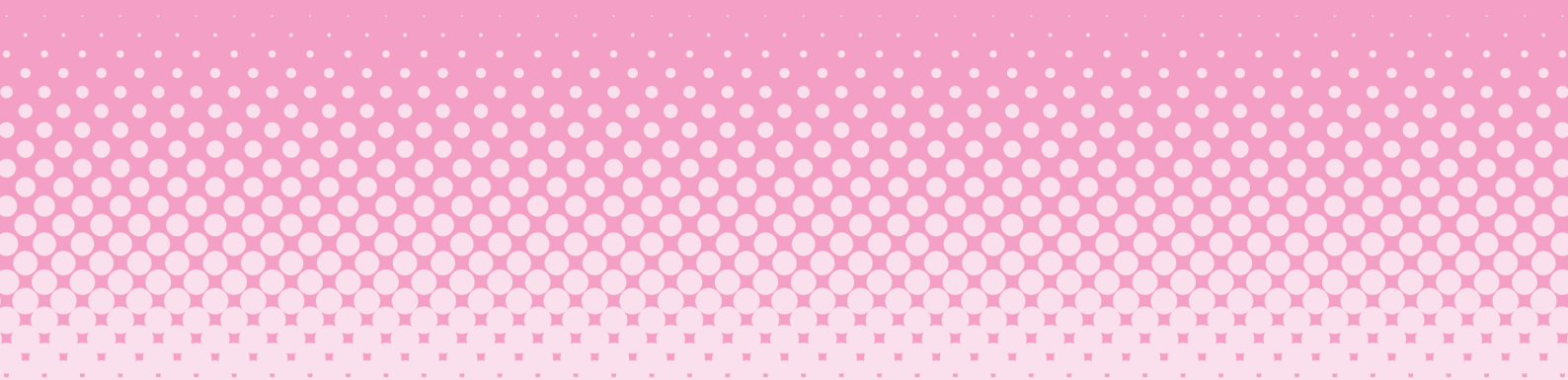
(7) パブリックコメント*の実施

本計画案を広く市民に公表し、意見募集（パブリックコメント*）を実施しました。



第 2 章

子どもを取り巻く現状



第2章 子どもを取り巻く現状

1 少子化の状況

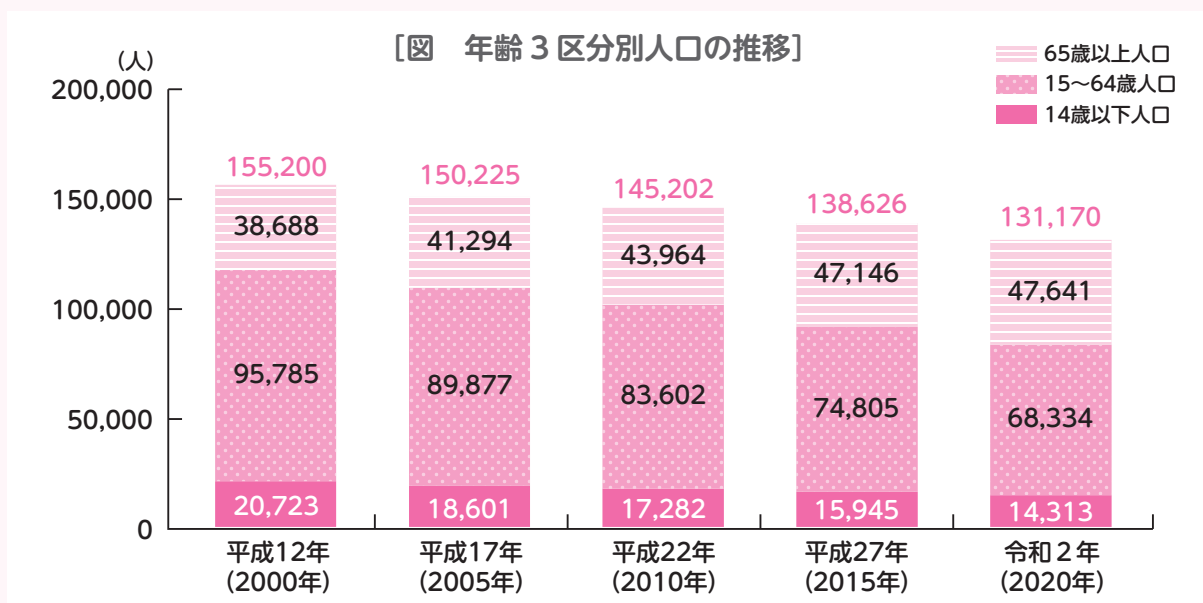
(1) 年少人口の推移

- ◆本市の国勢調査による総人口は、減少傾向にあり、令和2（2020）年の総人口は5年前の平成27（2015）年と比較すると5.4%減少しています。
- ◆令和2（2020）年の14歳以下の年少人口は、14,313人であり、平成27（2015）年と比較すると10.2%減少しており、少子化が進行しています。
- ◆年少人口割合は、低下傾向にあり、全国・広島県よりも低い値で推移しています。
- ◆15～64歳人口割合も低下傾向にあります。

[表 年齢3区分別人口・構成比の推移]

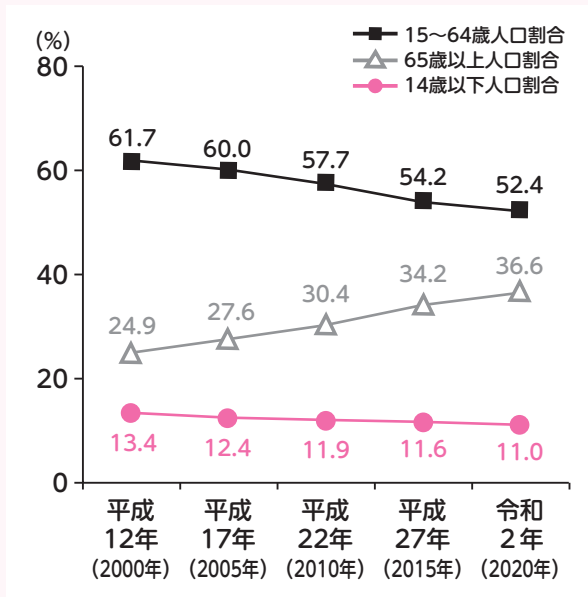
区 分		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	人	155,200	150,225	145,202	138,626	131,170
14歳以下人口	人	20,723	18,601	17,282	15,945	14,313
		13.4%	12.4%	11.9%	11.6%	11.0%
15～64歳人口	人	95,785	89,877	83,602	74,805	68,334
		61.7%	60.0%	57.7%	54.2%	52.4%
65歳以上人口	人	38,688	41,294	43,964	47,146	47,641
		24.9%	27.6%	30.4%	34.2%	36.6%

注）総人口には年齢不詳人口を含む。下段は総人口（年齢不詳を除く。）に対する割合
資料：国勢調査

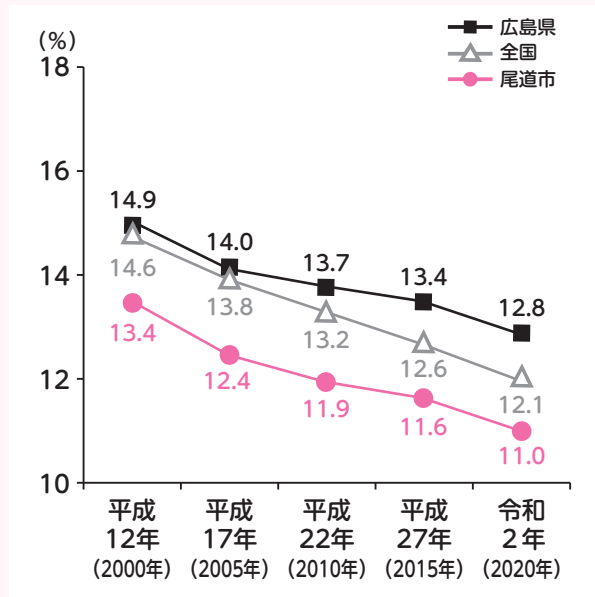


資料：国勢調査

[図 年齢3区分別人口割合の推移]



[図 14歳以下人口割合の推移]



資料：国勢調査

(2) 出生の動向

- ◆本市の出生数は、平成29（2017）年から令和2（2020）年までは700人台で推移していましたが、令和3（2021）年は657人、令和4（2022）年は594人、令和5（2023）年は521人と大きく減少しています。
- ◆出生率*（人口1,000に対して）は、平成30（2018）年に上昇しましたが、令和元（2019）年以降は低下しています。

[表 出生数・出生率*の推移]

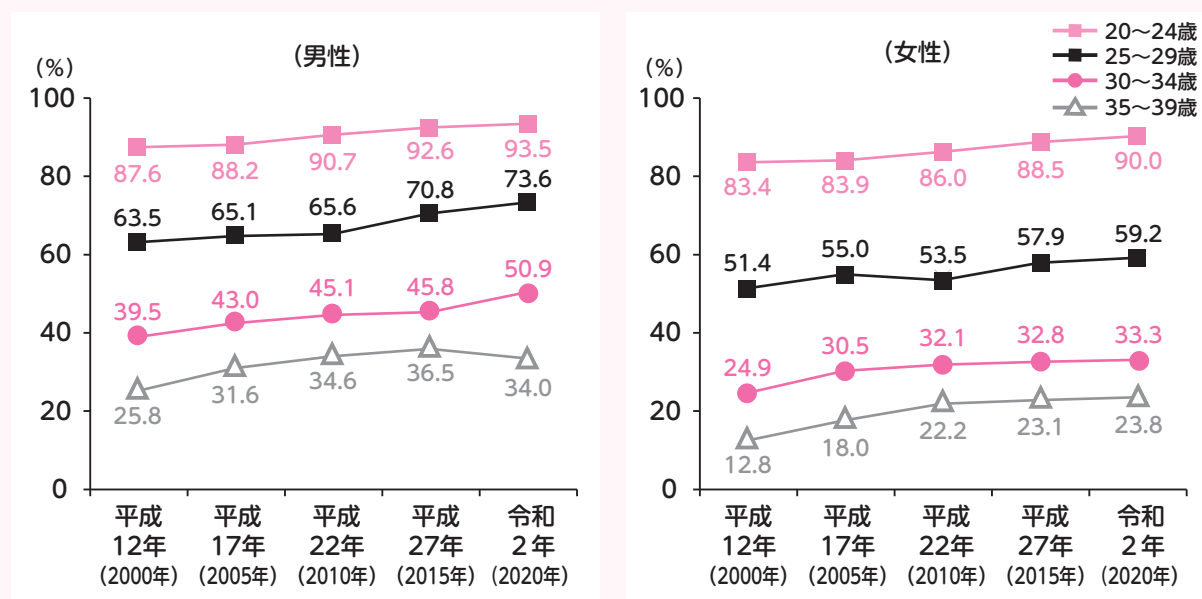
区 分		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数	人	937	928	773	797	728	715	657	594	521
出生率* (対千人)	‰	6.6	6.5	5.5	5.8	5.3	5.3	4.9	4.5	4.0

資料：統計おのみち
注) 出生率* = 人口対千人

(3) 未婚率の推移

- ◆本市の男女別の未婚率は、男性の35～39歳を除き、いずれの年齢層も上昇しており、上昇率の最も高い年齢層の状況は次のとおりです。
- ◆令和2（2020）年の30～34歳の男性の未婚率は、平成12（2000）年と比較すると、11.4ポイント上昇しています。
- ◆令和2（2020）年の35～39歳の女性の未婚率は、平成12（2000）年と比較すると、11.0ポイント上昇しています。

〔図 男女別未婚率の推移〕



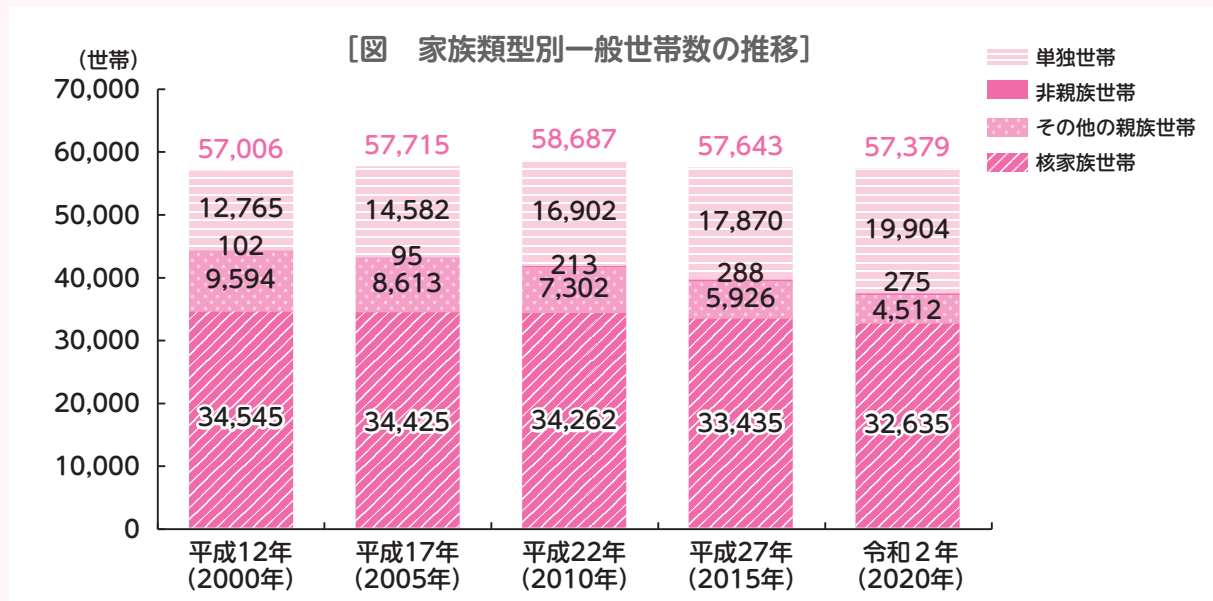
資料：国勢調査



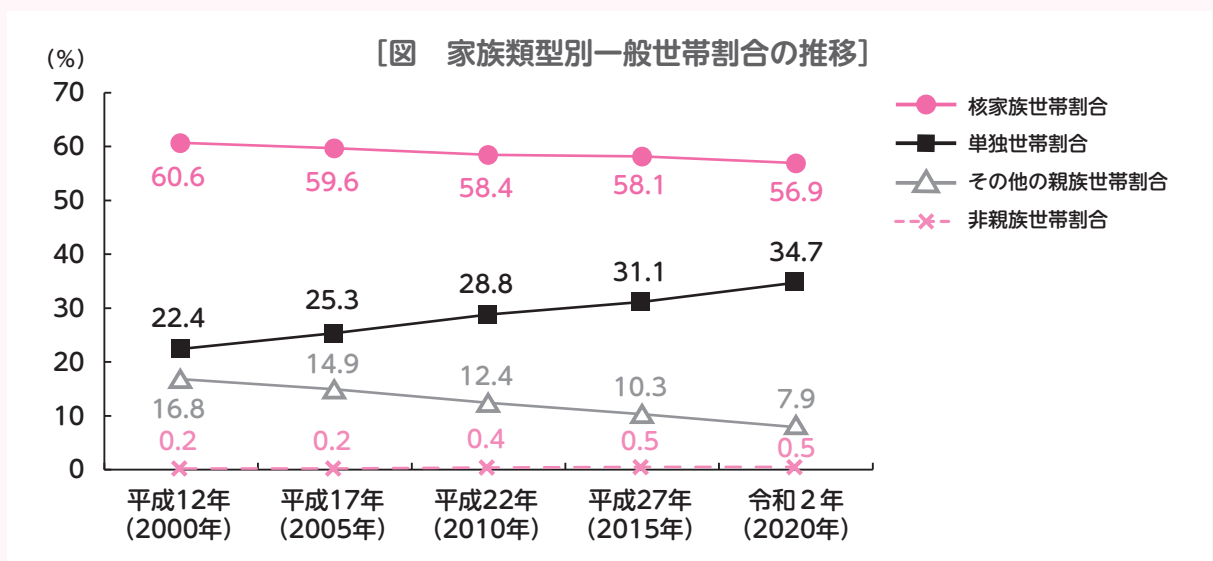
2 家庭の状況

(1) 家族類型別一般世帯数の推移

- ◆本市の令和2（2020）年の一般世帯数は、平成27（2015）年と比較すると減少していますが、家族類型別では単独世帯数が大きく増加しています。
- ◆一般世帯数全体に占める家族類型別の割合は、核家族世帯、その他の親族世帯ともに低下しており、単独世帯が上昇しています。



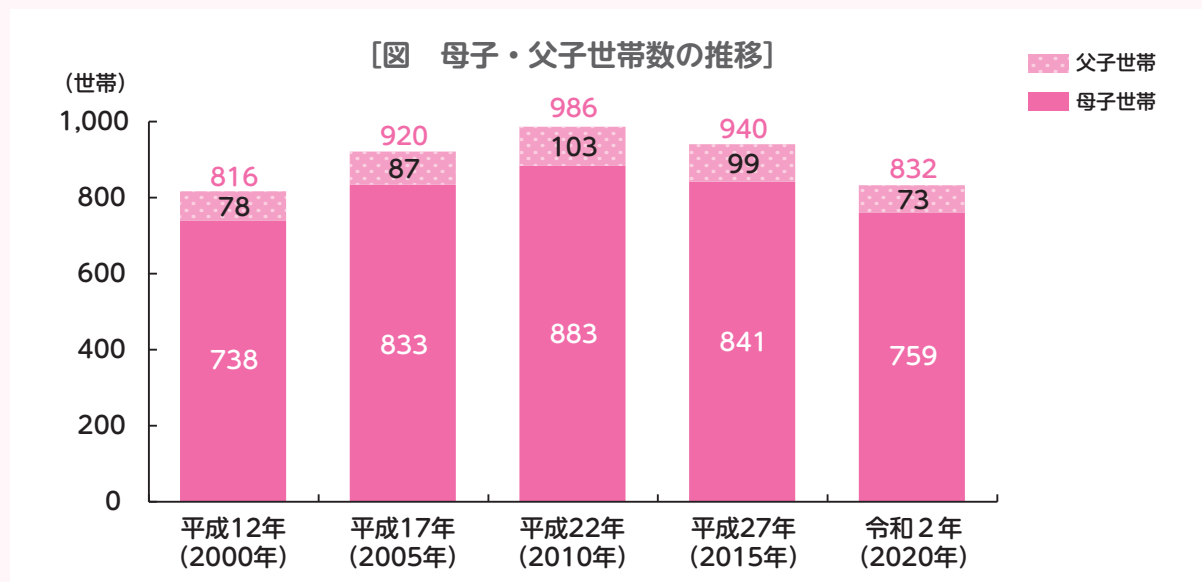
*世帯総数は、家族類型不詳世帯を含む。
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

- ◆本市の令和2（2020）年のひとり親世帯数は832世帯であり、平成27（2015）年と比較すると大きく減少し、総世帯数に占める割合は低下しています。



資料：国勢調査

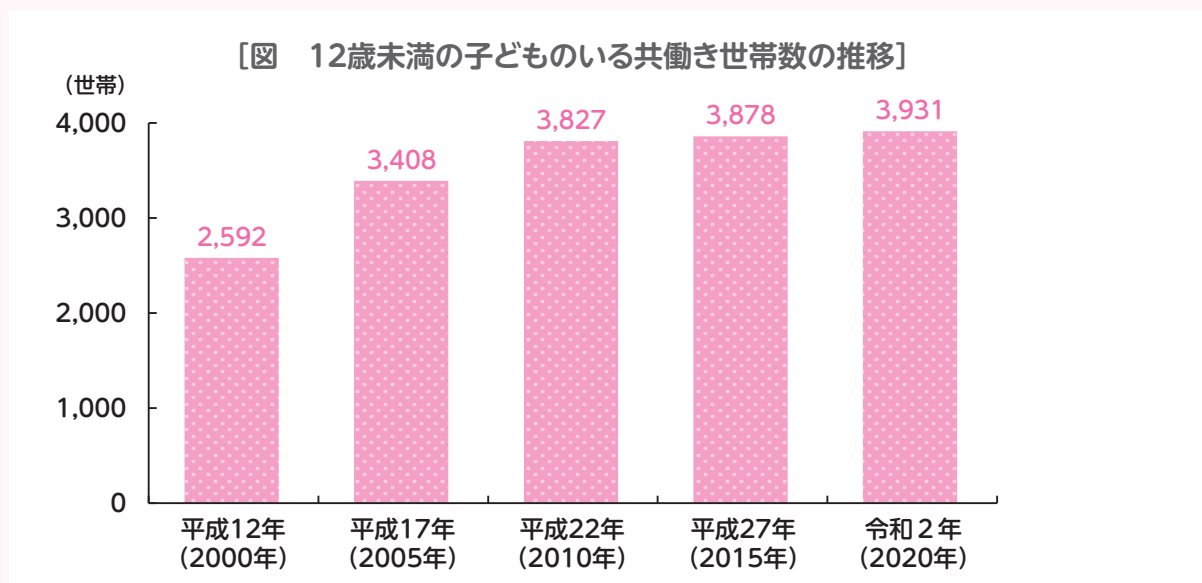
[表 母子・父子世帯割合]

区 分		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子・父子世帯割合	%	1.43	1.59	1.68	1.63	1.45

資料：国勢調査

(3) 共働き世帯の状況

- ◆本市の12歳未満の子どものいる共働き世帯数は、増加傾向にあります。

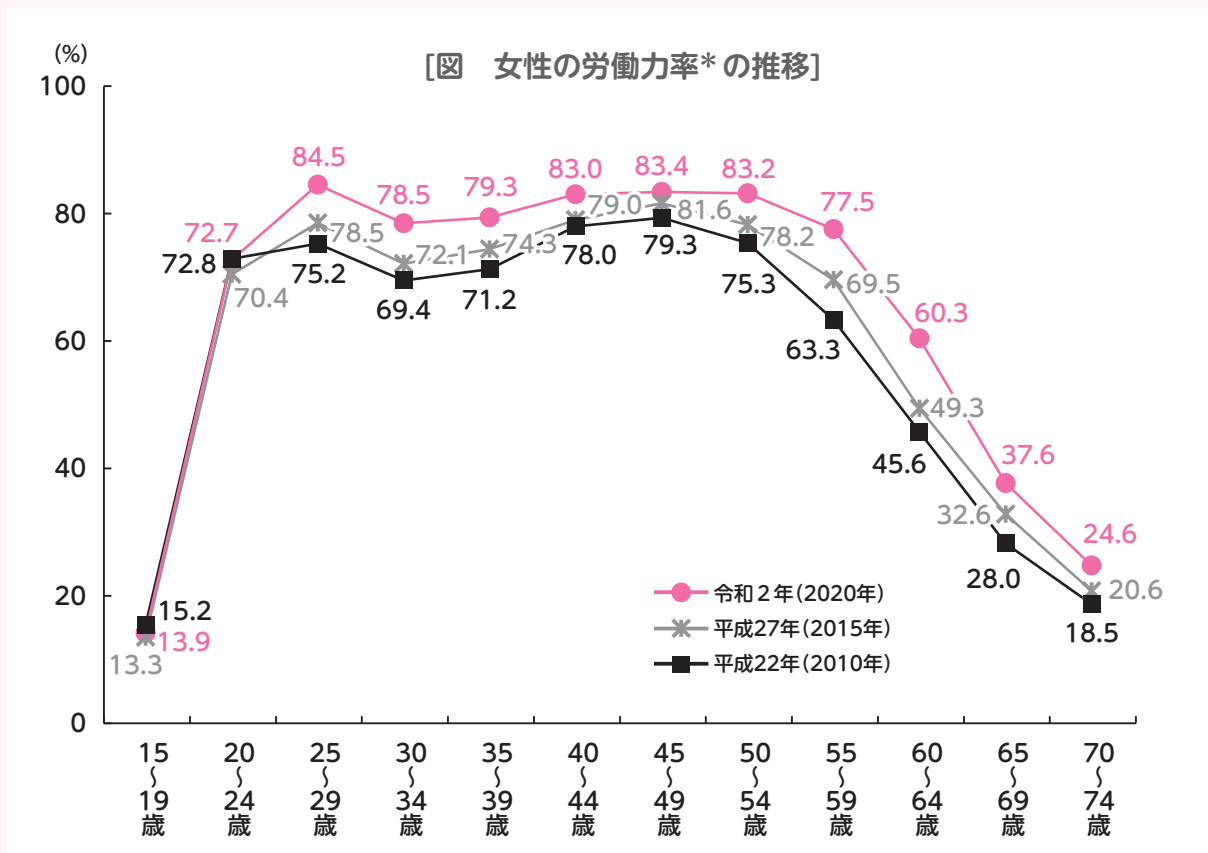


資料：国勢調査

3 女性の就労状況

(1) 女性の労働力率*

- ◆本市の令和2（2020）年の女性の年齢別労働力率*は、30～34歳、35～39歳で落ち込む緩やかなM字曲線を示しており、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落して就労する女性の様子を反映していると考えられます。
- ◆令和2（2020）年の労働力率*は、いずれの年齢層においても、平成27（2015）年を上回っています。



資料：国勢調査

4 子ども・若者の状況

(1) 教育・保育事業の利用者数の推移

幼稚園、保育所（園）、認定こども園を利用する子どもは、教育を必要とする1号認定児童は大きく減少していますが、保育を必要とする2号認定児童、3号認定児童は、児童数が減少する中、横ばいとなっています。

[表 教育・保育事業の利用者数の推移]

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1号認定※児童数	人	1,338	976	850	745	627
2号認定※児童数	人	1,367	1,635	1,627	1,622	1,595
3号認定※児童数	人	1,021	1,054	1,091	1,073	1,083

※ 1号認定：教育を必要とする3歳以上の児童（幼稚園・認定こども園を利用）

※ 2号認定：保育を必要とする3歳以上の児童（保育所（園）・認定こども園等を利用）

※ 3号認定：保育を必要とする3歳未満の児童（保育所（園）・認定こども園等を利用）

資料：尾道市

(2) 小・中学校の児童・生徒数の推移

小学校児童数は減少傾向にあり、令和5（2023）年5月1日現在5,714人となっています。
中学校生徒数は3,000人台で推移しており、令和5（2023）年5月1日現在3,043人となっています。

[表 小・中学校の児童・生徒数の推移]

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学校児童数	人	6,306	6,251	6,054	5,956	5,714
中学校生徒数	人	3,056	3,016	3,088	3,024	3,043

資料：統計おのみち

(3) 18歳未満の身体障害者手帳・療育*手帳所持者数の推移

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育*手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しています。

[表 18歳未満の身体障害者手帳・療育*手帳所持者数の推移]

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障害者手帳所持者数	人	74	70	67	65	55
療育*手帳所持者数	人	203	206	200	217	218

資料：尾道市

(4) 特別支援学級*における児童・生徒数の推移

公立小・中学校における特別支援学級*の児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加傾向にあります。

[表 特別支援学級*における児童・生徒数の推移]

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学校児童数	人	396	433	454	459	483
中学校生徒数	人	85	92	98	116	119

資料：尾道市

(5) 児童虐待*相談新規受付件数の推移

児童虐待*相談新規受付件数は、増加傾向にあります。

[表 児童虐待*相談新規受付件数の推移]

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規受付件数	件	156	147	165	130	187

資料：尾道市

(6) いじめ認知件数の推移

公立小・中学校におけるいじめ認知件数は、小学校・中学校ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

[表 いじめ認知件数の推移]

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学校	件	57	35	66	62	51
中学校	件	40	31	34	38	36

資料：尾道市

(7) 不登校児童・生徒数の推移

公立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに、令和元（2019）年度と比較して、大きく増加しています。

[表 不登校児童・生徒数の推移]

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学校	人	51	66	83	119	151
中学校	人	114	116	134	193	215

資料：尾道市

第 3 章

第 2 期子ども・子育て支援 事業計画の評価

第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

1 評価指標の達成状況

(1) 目標事業量

《達成状況》A：目標値に達した B：概ね目標値に達している C：H30年度実績値と同水準 D：大きく下回っている

事業等		指数	平成30年度 (2018年度) 実績値	令和6年度 (2024年度) 目標値	令和5年度 (2023年度) 実績値	達成 状況
子育て世代包括支援センター ぽかぽか☀		相談件数	11,900件	13,000件	11,015件	C
乳幼児 健康診査	4か月児	受診率	98.0%	99.0%	99.4%	A
	1歳6か月児		96.3%	99.0%	98.2%	B
	3歳児		96.5%	99.0%	99.4%	A
おのべびギフト事業 (9か月児)		実施率	87.5%	100%	91.9%	B
赤ちゃん訪問		訪問率	99.5%	100%	100%	A
養育支援訪問事業		訪問延件数	24件	30件	30件	A
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		箇所数	6か所	6か所	6か所	A
障害児の 教育・保育	保育所(園)	箇所数	32か所	32か所	38か所	A
	認定こども園					
子ども食堂		箇所数	4か所	8か所	17か所	A
子どもの学習支援事業		参加者延人数	861人	1,875人	2,203人	A
教育・保育	1号認定	利用定員数	2,284人	2,050人	2,052人	A
	2号認定		1,864人	1,958人	1,610人	C
	3号認定		1,191人	1,253人	1,091人	C
延長保育事業		箇所数	32か所	32か所	35か所	A
病児・病後児保育事業		箇所数	3か所	3か所	2か所	C
一時保育事業		箇所数	26か所	26か所	32か所	A
ショートステイ事業		箇所数	3か所	3か所	3か所	A
ファミリー・サポート・ センター	提供会員		122人	170人	133人	B
	依頼会員		193人	240人	191人	C
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	箇所数		26か所	26か所	25か所	A
	定員数		1,584人	1,600人	1,615人	
放課後子ども教室*		箇所数	12か所	13か所	13か所	A
保育所(園)・認定こども園・ 幼稚園合同研修		参加者延人数	955人	955人	1,140人	A
家庭教育講座		実施回数	44回	55回	22回	D
保育所(園)、幼稚園等 防犯カメラ設置		設置率	33.0%	100%	66.7%	B
小学校防犯カメラ設置		設置率	8.3%	100%	8.3%	C
交通安全教室		参加者延人数	7,773人	すべての該当 児童が参加	4,886人	D

(2) 成果指標

《達成状況》A：目標値に達した B：概ね目標値に達している C：H30年度実績値と同水準 D：大きく下回っている

内 容		対 象	平成30 (2018) 年度	目標 令和6 (2024) 年度	現状 令和4・5 (2022・2023) 年度	達成 状況
「尾道市は子育てがしやすいまち」と思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	74.3%	増加	70.4%	C
		小学校児童	71.7%	増加	68.8%	C
子育てに関する不安や負担を感じる保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	54.7%	減少	61.0%	C
		小学校児童	57.1%	減少	56.1%	A
子どもの健康づくり支援に満足している保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	83.7%	増加	83.4%	C
		小学校児童	75.0%	増加	74.9%	C
子育てに関する情報を十分入手できていると思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	62.2%	増加	67.4%	A
		小学校児童	71.0%	増加	61.8%	C
気軽に相談できる人（場所）がない（ない）保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	2.0%	0%	3.5%	C
		小学校児童	5.1%	0%	5.1%	C
市や県の相談機関等の相談体制を利用しやすいと思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	28.7%	増加	44.5%	A
		小学校児童	28.2%	増加	31.6%	A
出産や子育てに関する費用を負担に感じる保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	71.2%	減少	73.3%	C
		小学校児童	72.1%	減少	65.0%	A
子どもに虐待をしていると思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	1.0%	減少	0.5%	A
		小学校児童	1.8%	減少	0.4%	A
保育所（園）・認定こども園待機児童数	実績	就学前児童	24人	0人	0人	A
放課後児童クラブ待機児童数	実績	小学校児童	17人	0人	0人	A
子どもの出産前後に離職した母親の割合	ニーズ調査	就学前児童	26.6%	減少	25.6%	A
幼児期の教育環境に満足している3～5歳の保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	—	70%以上	69.6%	B
子どもの成長にとって良好な情報環境が整備されていると感じる保護者の割合	ニーズ調査	小学校児童	61.8%	増加	63.3%	A
「子どもが自然・社会・文化等のいろいろな体験ができる地域」と感じる保護者の割合	ニーズ調査	小学校児童	61.7%	増加	54.3%	C
「父親が育児に十分関わっている」と思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	75.7%	増加	82.0%	A
		小学校児童	70.1%	増加	70.5%	A
「子育てが地域の人々や社会全体に支えられている」と感じる保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	58.8%	増加	60.6%	A
		小学校児童	58.6%	増加	64.2%	A
「子どもが被害となる事故や犯罪への不安」を感じる保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	41.2%	減少	37.6%	A
		小学校児童	47.7%	減少	35.1%	A

2 基本目標ごとの事業評価

(1) 「基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり」について

ア 主な取組

基本施策1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援の充実

- ◆各地域に設置した子育て世代包括支援センターぽかぽか[※]では、第2期計画期間に活動が軌道に乗り、周知も進んだことから、妊娠期から相談を受け、支援を行うことができました。
- ◆妊娠後期の適時のタイミングで、産前産後のサービス等の情報提供、アンケートを実施し、必要に応じて個別電話や面談、妊産婦家庭訪問を行いました。
- ◆産前・産後サポート事業の利用期間を産後1年までに延長し、産後ケア事業とともに、必要な人に利用を促し、不安感や育児負担の軽減につなげました。
- ◆乳幼児健康診査の受診率は上昇しており、健診の場で保護者の相談に応じ、必要な支援につなげることができました。
- ◆出産・子育て応援事業では、経済的支援とともに伴走型支援として、妊娠届出時の面談、妊娠8か月時のアンケート実施、出産後の赤ちゃん訪問時の面談をすべての対象者に実施することができました。
- ◆ぽかぽか[※]おむつ定期便事業では、育児用品を無料で提供するほか、毎月の家庭訪問により、保護者の産後の不安に寄り添い、必要な支援につなげることができました。
- ◆子育て応援アプリ「おのはぐby母子モ」を導入し、子育て支援に関する情報をプッシュ型でタイムリーに提供したり、オンライン予約機能を活用することで、利用者の利便性の向上や業務の効率化を図りました。
- ◆オンライン子育て支援システム「キッズWeb☆尾道」を構築し、外出困難な子育て家庭に、オンラインでの保育提供や相談対応を行いました。
- ◆こころのライン相談、教育相談窓口カード等の相談体制や自殺予防に係る取組の周知により、中学生・高校生のこころの悩みに関する相談先の認知につながりました。

〔表 赤ちゃん訪問の実施状況〕

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
赤ちゃん訪問	訪問率(%)	99.0	98.7	99.5	100

資料：尾道市（各年度3月末現在）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

[表 乳幼児健診の実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
4か月児健診	受診率(%)	91.6	96.4	97.8	99.4
1歳6か月児健診	受診率(%)	96.8	97.6	98.7	98.2
3歳児健診	受診率(%)	95.6	95.7	98.3	99.4

資料：尾道市（各年度3月末現在）

[表 子育て世代包括支援センターぽかぽか☀の実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子育て世代 包括支援センター ぽかぽか☀	箇所数(か所)	7	7	7	7
	相談件数(件)	10,723	9,506	10,537	11,015

資料：尾道市（各年度3月末現在）

基本施策2 すべての子育て家庭を支える体制の充実

- ◆子育て支援センターでは、適切な相談支援等を継続するため、適正な体制を維持しました。
- ◆子ども家庭総合支援拠点を開設し、相談員を増員するとともに、関係機関との連携強化を図るため個別ケース検討会議を開催するなど、継続して子どもや家庭の相談に応じました。
- ◆子育て世代包括支援センターぽかぽか☀において、コーディネーターが育児や子育て等に悩む家庭を訪問し、相談に応じる訪問支援事業を行いました。
- ◆ファミリー・サポート・センターでは、子育て支援センターの出前講座や地域のサークル活動場所に出向き、制度の周知を図りました。
- ◆一時保育事業では、実施施設を6施設増設し、サービス提供量の増加を図りました。
- ◆ショートステイ事業では、実施施設に里親等を追加し、多様なニーズに対応しました。
- ◆子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳年度末まで拡大し、所得制限を撤廃することで、子育て世帯への経済的支援を行いました。
- ◆0～2歳児について、第2子以降の保育料を無償化するとともに、所得制限やきょうだいの年齢上限を撤廃することで、多子世帯への保育料負担の軽減を行いました。

[表 子育て支援センターの実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子育て支援 センター	箇所数(か所)	6	6	6	6
	利用延人数(人)	28,180	19,889	27,669	29,877

資料：尾道市（各年度3月末現在）

[表 ファミリー・サポート・センターの実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ファミリー・ サポート・ センター	提供会員数(人)	124	137	130	133
	依頼会員数(人)	165	181	208	191
	両方会員数(人)	5	6	10	8
	利用延件数(件)	564	1,221	1,148	1,378

資料：尾道市（各年度3月末現在）

イ 評価

子育て世代包括支援センターぽかぽか☀は、就学前児童を養育する子育て世帯に広く認知され、利用が進みました。また、新たにぽかぽか☀おむつ定期便事業や出産・子育て応援事業を実施することにより、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない伴走型の相談支援と経済的支援に取り組み、出産や子育てに対する不安や負担の軽減を図りました。

また、外出困難な子育て家庭への支援として、本市独自に、インターネットによる保育の提供や、相談に応じる体制を整備するとともに、専用のスマートフォンアプリの構築により、子育てに関する情報提供体制の充実を図りました。

ニーズ調査結果では、相談体制に関して満足している割合は上昇しましたが、依然として「どこに相談していいかわからない」と回答した人も多くいる状況があります。そのため、今後もICT*を積極的に活用するなど、効果的な情報提供を行うことで、子育てに関するサービスを広く周知するとともに、子育てに関する不安や負担を感じている家庭を、身近な相談の場である子育て世代包括支援センターぽかぽか☀や子育て支援センター等の支援機関につなぐ体制をさらに強化することが必要です。



(2) 「基本目標 2 支援を要する子どもと家庭を支える環境づくり」について

ア 主な取組

基本施策 1 児童虐待* 防止対策の推進

- ◆家庭児童相談員を増員するなど、体制の充実により訪問回数を増加し、子育てを負担に感じる家庭に適切なアドバイスを行いました。
- ◆子育て世帯訪問支援事業を新たに実施し、家事、育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭に対して訪問支援員を派遣することで、当該家庭の周囲からの孤立や、虐待リスク発生の未然防止を図りました。

[表 要保護児童*等への対応状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子ども家庭支援 全般に係る 児童相談	新規受付件数(件)	228	290	292	394
	内、児童虐待* 相談分(件)	147	165	130	187
家庭訪問	件数(件)	17	12	69	88

資料：尾道市（各年度3月末現在）

基本施策 2 障害のある子どもと家庭への支援の充実

- ◆保育所（園）・認定こども園では、障害のある子どもの受け入れ状況に応じて加配職員を配置するとともに、尾道市発達障害*児等支援指導事業を活用して保育者の研修を実施したことで、障害児保育の質の向上につながりました。
- ◆医療的ケア児* 保育支援事業を新たに実施し、保育所等で医療的ケア児*を受け入れる体制を整備して地域生活支援の向上を図りました。
- ◆支援を要する児童・生徒の状況や学校の実情を把握し、小・中学校に特別支援教育支援員を配置することで、特別支援教育の充実を図りました。

基本施策 3 経済的に困難な状況等にある子どもと家庭への支援の充実

- ◆子ども食堂支援事業では、活動団体が取り組みやすいよう助成を行い、子ども食堂などを実施する団体で構成する子どもの居場所づくりネットワークの加入団体数は、目標の2倍以上の成果を出すことができました。
- ◆学習支援事業では、経済面で不安定な家庭の子どもの学習支援や進路相談等を、尾道、因島の2会場で継続して実施し、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図りました。
- ◆就学援助事業では、経済的理由により就学が困難な世帯に対して、義務教育に係る費用の一部を援助しました。
- ◆家でも学校でもない第3の居場所である児童育成支援拠点を3か所開設し、ひとり親家庭や要保護・要支援の児童を受け入れ、学習や生活習慣の向上を図りました。

◆尾道版まちかどフードパントリー事業を立ち上げ、企業等から寄贈された食品を、経済的に困窮している子育て家庭等に無料で提供する仕組みを構築しました。

[表 子どもの居場所づくりネットワークの加入団体数]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子どもの居場所づくり ネットワーク事業	加入団体数 (団体)	9	15	17	17

資料：尾道市（各年度3月末現在）

[表 第3の居場所の設置数]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第3の居場所	設置箇所数 (か所)	2	2	3	3

資料：尾道市（各年度3月末現在）

[表 学習支援事業の実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
学習支援事業	実施回数(回)	87	80	92	93
	参加延人数(人)	2,513	2,348	2,726	2,203

資料：尾道市（各年度3月末現在）

イ 評価

児童虐待*防止の取組として、子ども家庭総合支援拠点に専門職の相談員を新たに配置し、相談体制を強化するとともに、家庭訪問件数を増加させ、子育てを負担に感じる家庭に適切なアドバイスを行いました。ニーズ調査結果においても、自身が虐待をしていると思う保護者の割合は低下しています。こうした家庭や子どもに気づき、見守りや支援につなげる体制をさらに強化することが重要です。

障害のある子どもと家庭への支援として、尾道市発達障害*児等支援指導事業を活用した保育者の研修を実施するなどし、質の向上を図りました。今後も、発達段階に応じて自立するために必要な教育上の支援とともに、安心して生活を送るための総合的な支援の充実を図る必要があります。

また、新たに医療的ケア児*保育支援事業を実施し、保育所等での医療的ケア児*受入体制整備に取り組み、地域生活支援の向上を図りました。

経済的に困難な状況等にある子どもと家庭への支援として、家でも学校でもない第3の居場所である児童育成支援拠点を3か所開設し、ひとり親家庭や要保護・要支援の児童の居場所づくりに取り組んだほか、子ども食堂の開設数や学習支援事業の利用者数は増加し、目標値を達成することができましたが、広島県の生活実態調査結果では、保護者の経済状況が子どもの進学状況に影響を与えている結果となっていることから、引き続き、保護者の経済状況や世帯状況等にかかわらず、すべての子どもの自立を支援するための教育

環境の充実を図ることが重要です。

また、新たに、尾道版まちかどフードパントリー事業を立ち上げ、企業等から寄贈された食品を、経済的に困窮している子育て家庭等に無料で提供する仕組みを構築し、生活支援とともに、フードロス削減にも取り組みました。

今後は、困難な状況にある子どもと家庭に必要な支援につなげる体制をさらに強化することが重要です。



(3)「基本目標3 子どもと仕事を両立できる環境づくり」について

ア 主な取組

基本施策1 子どもと仕事を両立するための支援の充実

- ◆教育・保育事業について、提供量の確保に努め、計画年度中において4月1日時点の待機児童は発生しませんでした。
- ◆延長保育について、対象施設を増設し増加する利用希望者の受け入れに対応しました。
- ◆病児・病後児保育2施設、病後児保育1施設で実施するほか、備後圏域での広域連携により、提供量の拡大を図りました。
- ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、支援単位の増設や長期休業中の増室を行い、利用ニーズに対応した施設配置に努めるとともに、開設時間の延長や機能の充実を図り、安全なクラブ運営を行いました。

[表 認可保育所（園）・認定こども園の状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所（園）	箇所数（か所）	22	23	23	22
	定員数（人）	1,131	1,134	1,135	1,076
	在園児童数（人）	976	967	969	915
認定こども園	箇所数（か所）	15	15	16	17
	定員数（人）	2,201	2,201	2,273	2,348
	在園児童数（人）	1,949	1,956	1,983	2,005

資料：尾道市（各年度3月末現在）

[表 一時保育の実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
一時保育	箇所数（か所）	28	29	31	32
	利用延人数（人）	4,700	3,080	2,052	1,901

資料：尾道市（各年度3月末現在）

[表 放課後児童クラブの実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後児童 クラブ	箇所数（か所）	26	25	25	25
	登録児童数（人）	1,606	1,600	1,595	1,615

資料：尾道市（各年度3月末現在）

基本施策2 ワーク・ライフ・バランス*の推進

- ◆広島県働き方改革実践企業認定制度で選出された認定企業の紹介や、「企業ガイドブックおのみち」で、広島県仕事と家庭の両立支援登録企業・広島県男性育児休業*等促進宣言企業を紹介するなど、制度の周知・啓発に努めました。

イ 評価

子育てと仕事を両立するための支援として、一時保育や延長保育の充実を図ることができましたが、ニーズ調査においては、就労していない保護者が今後就労を希望する割合が高くなっているほか、病児保育の利用希望も多くあります。そのため、病児保育については、新たに尾道市立市民病院の小児科外来での実施や、広域連携により提供量の拡大を図りました。

また、若者を対象とした調査では、希望の子どもの人数より実際の子どもの人数が少ない理由として、子育てと仕事の両立が困難であることや、子育てや教育に係る経済的負担が大きいことが上位となっています。

本市では、子ども医療費の対象年齢拡大や所得制限の撤廃、保育料第2子以降無償化などに取り組んでいますが、今後も教育・保育事業について、保育料第2子以降無償化による影響を含め、潜在的なニーズを踏まえた提供量を確保するとともに、保護者の状況に応じて受け入れができる体制整備や、希望する数の子どもを育てるための経済的支援が重要です。



病児・病後児保育



病後児保育



一時保育

(4)「基本目標4 子どもの成長と自立を支える環境づくり」について

ア 主な取組

基本施策1 教育環境の充実

- ◆幼保小合同研修会を実施し、就学前保育施設と小学校とが円滑な接続を目指し、発達段階や教育内容の相互理解を図ることができました。
- ◆幼保小合同研修会では、小学校区ごとに交流し、1年間の交流計画を立てるとともに、保育参観や児童交流を行い、現場での実践や連携の充実につながりました。
- ◆すべての公立の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に専用のアプリを活用した保護者連絡システムを導入し、お便りや行事予定を配信するほか、欠席等の連絡を24時間可能としたことで、児童・生徒の安全確保、保護者の利便性の向上と負担の軽減を図りました。
- ◆こども誰でも通園制度試行的事業に新たに取り組み、保育所、認定こども園、子育て支援センターにおいて、月10時間までの保育を提供することで、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、すべての子どもの育ちを支援しました。

[表 幼保小連携の状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼保小合同研修会	参加者数(人)	41	54	64	55

資料：尾道市（各年度3月末現在）

基本施策2 次世代の親の育成

- ◆命の実感や子育てに対する理解を深められるよう、中学校において、乳幼児とのふれあい体験学習の充実を図りました。
- ◆「人の役に立つ人間になりたいと思う」「将来の夢や目標を持っている」と答える児童・生徒の割合は高く、職場体験等を通じて、各校の実態に応じたキャリア教育*の充実を図ることができました。

イ 評価

幼児期の教育・保育の質の向上として、幼保小合同研修会を実施し、就学前保育施設と小学校の円滑な接続を目指し、発達段階や教育内容の相互理解を図ることができました。

また、学校教育環境の充実として、令和4（2022）年3月に「尾道教育総合推進計画」を策定し、「尾道に愛着と誇りを持ち グローバル*に躍動する人づくり」を基本理念とし、教育に関する施策を総合的・計画的に進めています。

さらに、すべての公立の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に専用のアプリを活用した保護者連絡システムを導入し、児童・生徒の安全確保及び保護者の利便性や教育・保育の質の向上を図りました。また、私立施設については、ICT*化に係る助成事業を実施しました。

広島県の生活実態調査結果では、子ども、保護者ともに「小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつける」ことへのニーズが高かったことから、すべての子どもの自立を支援するための教育環境の充実を図ることが重要です。



就学前・小中合同研修会



公開保育



認定こども園

(5)「基本目標5 子どもの安心を支える地域の支援体制づくり」について

ア 主な取組

基本施策1 親の子育て力の向上

- ◆家庭の教育力向上を図るため、出前講座、講師を招いての講座、ケーブルテレビ等での親子で楽しめる遊びの提供、オンラインでの講座等を行いました。

[表 子育て支援センターの実施状況（再掲）]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子育て支援 センター	箇所数（か所）	6	6	6	6
	利用延人数（人）	28,180	19,889	27,669	29,877

資料：尾道市（各年度3月末現在）

基本施策2 地域の子育て力の向上

- ◆放課後子ども教室*推進事業では、実施施設を1教室増やし、様々な体験活動ができる居場所の確保を図りました。
- ◆大型複合遊具を市内8か所に整備・更新し、児童が安全に遊ぶことができる環境整備を図りました。

基本施策3 子どもの安全の確保

- ◆保育所（園）、幼稚園等防犯カメラの設置状況について、公立保育施設・幼稚園はほぼ設置を完了し、私立保育施設では国庫補助を活用しながら設置を進めました。
- ◆小学校では、全校で不審者対応に係る指導を実施するとともに、国庫補助を活用しながら、すべての小学校への防犯カメラ設置に向けて取り組みました。
- ◆市内すべての小学校とすべての公立保育所・幼稚園等で交通安全教室を実施するとともに、通学路の安全確保に努め、交通安全教育を推進しました。
- ◆子育て世代等住宅取得補助や多世代同居等住宅取得支援事業に取り組み、子育て世帯の住宅取得や改修への助成を行いました。

[表 通学路交通安全プログラムの実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通学路交通安全 プログラム	実施箇所数（か所）	23	89	21	30

資料：尾道市（各年度3月末現在）

[表 子育て世代等住宅取得補助の実施状況]

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子育て世代等 住宅取得補助	中古購入補助件数（件）	3	6	9	9
	中古改修補助件数（件）	1	1	2	1
	新築購入補助件数（件）	—	—	—	30

資料：尾道市（各年度3月末現在）

イ 評価

家庭の教育力向上を図るため、様々な方法での講座等を行いました。また、地域の教育力の向上として、放課後子ども教室*の実施施設を1教室増やすほか、子どもの遊び場環境整備事業を実施し、大型複合遊具を設置・更新するなど、子どもの安全・安心な居場所や遊び場の充実を図りました。

子育て世代の住宅確保支援として、新たに、子育て世代等住宅取得補助や多世代同居等住宅取得支援事業に取り組み、子育て世帯の住環境向上を図りました。

今後も、親の子育て力を高めるための支援や地域全体で子どもの成長を支援する環境づくりを進めることが重要です。



尾道東公園



尾道西公園



因島アメニティ公園



御調いきいき公園



市民センターむかいしま



シトラスパーク瀬戸田

第 4 章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもが、健やかに成長し、
将来にわたって幸せに生活を送ることができるまち 尾道
～こどもまんなか尾道～

子どもは、本市の未来を担う大切な存在です。

従来からの地域、学校、企業、団体、行政等の連携を継続するとともに、子どもが権利の主体として尊重され、子どもや子どもを養育する人が夢と希望を持って、心豊かに暮らすことができるまちを目指します。



2 計画の基本的な視点

計画の基本理念を実現するため、次の視点に基づき、施策を推進します。

視点1 子どもが権利の主体である視点

すべての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが重要です。

そのため、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の視点で、あらゆる環境を視野に入れ、多様な人格をもった個人として尊重し、その権利を守り、誰一人取り残さず、健やかな成長を地域全体で支援する必要があります。

また、子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながるため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりが必要です。

視点2 すべての子どもや子育て家庭を対象とする視点

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とする必要があります。

また、若い世代が様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の幸福や将来の見通しを持てるような環境づくりが必要です。

視点3 子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する視点

子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるよう地域全体で支援します。

また、「子育て」は、子どもの誕生前から大人になるまで続くものとの認識のもと、ライフステージを通じて、地域全体で子育て当事者を支える必要があります。

さらに、多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて地域全体で支援する必要があります。

視点4 デジタル化*を推進する視点

保育施設、放課後児童クラブ、学校等の様々な分野へのデジタル化*を図り、子どもの安全確保や保護者の利便性の向上に加え、職員や教員等の業務効率化を推進するとともに、情報モラル教育*を推進する必要があります。

視点5 相談体制の充実を図る視点

妊娠期、幼児期、学童期、青年期等の相談体制に加え、良好な成育環境の確保や貧困の格差解消に関する関係機関の連携による相談体制の充実を図る必要があります。

また、本市のおのまる会議*（重層的支援会議）を活用し、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する官民が連携した包括的で、孤独・孤立を生じさせない支援が必要です。



3 計画の基本目標

基本目標1 こどもまんなかを進める環境づくり

- ◆子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進するとともに、子ども・若者、保護者、支援者、地域が子どもの権利に関する理解を深めるための啓発を行います。
- ◆子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと活動できるよう、地域の生活環境、道路交通環境等の整備を推進するとともに、事故や犯罪、災害から子どもを守るための地域の環境づくりを推進します。
- ◆親の子育て力の向上を図るための学ぶ場や支援の充実を図るとともに、地域が一体となって子どもの成長を見守り、子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

基本目標2 子どもを安心して産み育てられる環境づくり

- ◆安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、子どもの発達支援など、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を推進するとともに、子ども・若者の心身の健康が確保されるよう、切れ目のない保健・医療を提供します。
- ◆すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担の軽減を図るための相談支援や子育て支援サービスの提供体制、経済的支援の充実を図るとともに、デジタル技術の活用により相談・支援の充実を図ります。
- ◆幼稚園や保育所（園）、認定こども園等の教育・保育事業、多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童クラブの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス*の意義や働き方の見直しについての啓発を推進します。

基本目標3 子どもの成長と若者の自立を支える環境づくり

- ◆次代の担い手である子どもたちが、夢と志を抱き、グローバル*社会を生き抜くことができるよう、幼児期における質の高い教育・保育の充実を図るとともに、「尾道教育総合推進計画」に基づいた学校教育の充実を図ります。
- ◆すべての若者が、将来への希望をもって生きることができるよう、その社会的・職業的な自立を支援するとともに、多様な価値観・考え方を尊重しながら、希望するライフスタイルをかなえるための支援を推進します。

基本目標4 支援を要する子どもを支える環境づくり

- ◆児童虐待*を未然に防止するため、身近な相談機関や地域の支援体制の充実を図るとともに、虐待に気づき、迅速に対応するための啓発を推進し、関係機関の連携強化を図ります。
- ◆障害のある子どもが健やかに成長し、自分らしく暮らせるよう、教育・保育の充実、障害児通所支援の提供や相談支援、医療的ケア児*への支援など、子どもと家庭への支援の充実を図ります。
- ◆ヤングケアラー*やいじめ、不登校、ひきこもり等、困難な状況にある子ども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護*への対応も含めた重層的な支援や、子どもの自殺対策を推進します。

基本目標5 貧困な状態にある子どもを支える環境づくり

- ◆妊娠期から子育て期を通じ、手当等の給付や医療費などの負担軽減策等、経済的な支援の充実を図るとともに、就労に困難を抱えている保護者に対し、個々の状況に応じた支援を推進します。
- ◆子ども一人ひとりが年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長することができるよう、学びに困難を抱える児童・生徒への支援や学習機会の提供、教育費等の負担軽減等を推進します。
- ◆妊娠期から学齢期、社会的自立に移行する時期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。



4 計画の体系

■ 基本目標

■ 基本施策



■ 取組の方向性

- (1) 子どもが権利の主体であることの普及・啓発の推進
- (2) 意見を表明できる環境づくりの推進

- (1) 子どもや子育てに配慮したまちづくりの推進
- (2) 子どもを守る社会環境づくりの推進
- (3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの推進

- (1) 子育てを地域全体で支える体制強化
- (2) 子ども・若者のライフステージに応じた居場所の創出

- (1) 安心して出産・子育てができる保健・医療体制の整備
- (2) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談体制の充実
- (3) 学童期から成人期に向けた保健対策の推進

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 子育てをする親や家庭の不安・負担を軽減する支援の充実
- (3) 子育て家庭に必要な支援や相談につなぐ体制強化

- (1) 多様な保育ニーズに対応した提供量の確保
- (2) 保育人材の確保
- (3) 職場における子育て支援の環境整備の促進

- (1) 幼児期の教育・保育の質の向上
- (2) 幼児期から学童期への円滑な接続の推進

- (1) 学力育成のための教育内容の質の向上
- (2) 多様なニーズに対応した教育内容の充実
- (3) 安全・安心で良好な学校施設の整備

- (1) 子ども・若者の自立を見据えた生きる力の育成
- (2) 結婚や子どもを持つことを希望する人への支援の推進

- (1) 専門職による相談・支援体制の充実
- (2) 児童虐待*を防ぐための啓発の推進
- (3) 関係機関の連携による支援

- (1) 障害のある児童や医療的ケア児*への発達支援の推進
- (2) ライフステージに沿った相談体制の充実

- (1) ヤングケアラー*への支援の推進
- (2) いじめ・不登校・自殺などの問題を抱えた子ども・若者への支援の充実

- (1) ひとり親家庭などへの経済的支援の推進
- (2) 保護者の就労の安定や自立に関する取組の推進

- (1) 子どもの学習環境の充実
- (2) 教育に係る費用の負担軽減

- (1) 子どもの居場所づくりの推進
- (2) 食品提供を円滑にする体制づくりの推進

第 5 章

計画の取組



第5章 計画の取組

基本目標1 こどもまんなかを進める環境づくり

基本施策1 子どもの意見表明の機会の充実

取組の方向性 (1) 子どもが権利の主体であることの普及・啓発の推進

子どもが権利の主体であることを地域社会全体で共有することができるよう、こども基本法や子どもの権利条約*の趣旨や内容等について子ども・若者自身や周囲の大人、地域等に周知・啓発を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
1	社会全体への子どもの権利に関する啓発の推進	人権男女共同参画課 子育て支援課	子ども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、こども基本法、子どもの権利条約*の内容等、子どもの権利について、周知・啓発を推進します。 また、人権啓発を推進する中で、子ども・若者の周りの大人が、子どもが権利の主体であることを理解し、尊重できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。
2	学校教育における人権教育の推進	教育指導課	児童・生徒に、子どもの権利条約*やこども基本法等について周知・啓発を行うなど、子どもの権利擁護を含む人権教育の一層の推進を図ります。
178 後掲	児童虐待*防止に関するPR活動の推進	子育て支援課	児童虐待*防止推進月間（11月）に合わせ、グッズの配付、ポスターの掲示など、効果的な広報啓発を行います。
3	DV（デートDV*）防止のための啓発の推進	社会福祉課 因島福祉課 人権男女共同参画課	DV（デートDV*）に関する正しい知識の普及のため、広報等を活用し、啓発を図ります。 人権擁護委員と連携し、中・高校生を対象としたデートDV*についての人権教室を実施するなど、予防啓発を行います。

取組の方向性

(2) 意見を表明できる環境づくりの推進

子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的な参画ができるよう、意見を表明できる環境づくりを推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
4	子どもの声を聴く機会の創出	子育て支援課ほか	子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、取組を進めるため、「こどもまんなかワークショップ* 尾道」の開催等の子どもの意見表明の機会創出を図ります。
5	1/2 成人式での意見表明の実施	教育指導課	20歳の半分の10歳になった小学4年生を祝い、これからの人生をたくましく生き抜こうとする自覚と意欲を高めることを目的に実施します。
6	立志式の実施	教育指導課	中学2年生の生徒が、自分の未来に夢や希望を持ち、志を立てて、将来を強くたくましく生きようとする自覚と意欲を高めることを目的に実施します。
7	男女共同参画の視点に立つ啓発・学習の充実	人権男女共同参画課	市民一人ひとりが、ライフステージに応じた多様な働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた人権啓発・学習を推進します。
8	中学校リーダー研修会の実施	教育指導課	研修や体験を通して、生徒の自主性・主体性を育むとともに、中学校間の交流を図ることによって、尾道市の中学校のリーダーとしての自覚を強め、生徒会活動を連合・発展的なものとするを目的に実施します。
9	声を聴かれにくい子ども・若者への支援	子育て支援課	虐待などで一時保護されることや社会的養護*のもとで暮らすことなどへの子どもの声を聴き取り、必要な支援につなげます。(子どもの最善の利益)

基本施策2 子どもが安全・安心に過ごせる環境の充実

取組の方向性

(1) 子どもや子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもや子育て家庭の目線に立ち、道路や公園、公共施設等の整備を推進するとともに、子育て関連施設の環境改善や子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
10	公園の整備	まちづくり推進課 維持修繕課	地域の実情を踏まえた公園の整備・再配置を図るとともに、老朽化した遊具等の更新を行います。
11	公園の環境整備・美化	維持修繕課	市民が快適に利用できる公園環境を整えるため、清掃等により市民と協働で公園の環境整備・美化を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
12	市営住宅の入居における「裁量階層」の範囲の拡大	まちづくり推進課	子どもを産み育てやすい住まいの確保の支援として、特に居住の安定を図る必要のある「裁量階層」に定める子育て世帯の年齢要件の引き上げや若年夫婦世帯の追加、養育に係る負担が大きい子育て世帯等の入居収入基準の引き上げなどに取り組みます。
13	市営住宅の居住性の改善	まちづくり推進課	子育て世帯や高齢者、障害のある人に配慮し、尾道市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づいた市営住宅ストックの長寿命化改修や老朽住宅の統合建替等を検討し、適切な整備を図ります。
14	住宅・建築物の耐震化	建築課	地震災害から市民の生命を守るため、「尾道市耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化の啓発を行います。
15	福祉のまちづくり整備の推進	建築課	「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議により、子育て環境も含めた福祉全般に関する施設整備の統一した基準のもと、整備を推進します。
16	公共施設における多目的トイレや授乳コーナーの設置	子育て支援課ほか	小さな子ども連れでも気軽に外出し、社会参加ができるよう、公的施設におけるおむつ替えのスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナー等の設置を推進します。
17	商業施設整備に向けた啓発の推進	子育て支援課 商工課	子育て家庭が子ども連れでも気軽に商業施設を利用できるよう、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙等の整備に向けた啓発を推進します。
18	イクちゃんベビールーム*実施の拡大	子育て支援課	(財)ひろしまこども夢財団*と連携し、イクちゃんベビールーム*の情報提供を行い、地域のイベントにイクちゃんベビールーム*の実施を促進します。

取組の方向性

(2) 子どもを守る社会環境づくりの推進

子どもが安全に安心してインターネットを利用できる情報環境を整備するとともに、子どもが地域で安全に過ごせるよう、安全な道路環境の整備や犯罪を防止する環境整備を推進します。

また、子どもを事故や犯罪、災害の被害から守るため、地域で子どもを見守る体制づくりを促進するとともに、家庭や地域の意識の向上、子ども自身が危険を回避するための知識の習得を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
19	子どもの健全育成のための電子メディア対策の推進	生涯学習課 教育指導課	関係機関・関係団体等と連携を図り、子どもが適切にスマートフォンなどによりインターネットを利用できる能力の習得支援、子どもや子どもの保護者等への啓発、情報モラル教育*の推進など、子どもの健全育成のための電子メディア対策を推進します。
20	補導活動等健全育成事業の充実	生涯学習課	街頭補導や相談事業により、青少年の健全育成を図ります。
21	青少年健全育成事業の推進	生涯学習課	見守り活動、あいさつ・声かけ活動を通して、青少年の健全育成・非行防止を図ります。
22	道路環境の整備	維持修繕課 因島総合支所市民生活課 瀬戸田支所住民福祉課	親子連れや子どもが道路を安全に通行できるよう、警察と緊密な協議を図り、カーブミラー、防護柵等の整備を推進します。
23	交通安全教室の実施	総務課	子どもの交通安全教育を推進します。
24	交通安全に関する啓発の推進	総務課	ドライバーの交通マナーの向上のため、交通安全に関する啓発・指導を行います。
25	通学路の交通安全プログラムの実施	学校経営企画課	市担当部署や警察などの関係機関が連携して、計画的・継続的・組織的に通学路の安全点検・安全対策を行い、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。
26	防犯意識啓発の推進	教育指導課	集団での登下校や不審者に対する対応を指導するとともに、防犯意識の啓発を行います。また、不審者に関する情報を配信します。
27	防犯ブザーの配付	総務課	子どもを不審者等から守るため、小学生を対象に防犯ブザーの配付を行います。
28	防犯施設の整備	総務課 因島総合支所市民生活課 瀬戸田支所住民福祉課	犯罪が起こりにくい地域づくりを進めるため、防犯灯の整備を促進します。
29	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等の防犯カメラの設置	子育て支援課 教委庶務課 教育指導課	子どもを犯罪から守るため、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等に防犯カメラの設置を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
30	安全教育の推進	教育指導課	児童・生徒が、日常生活全般を安全に生活し、生命や心身の安全を確保するため、学校の教育活動全体を通して、安全教育を推進します。
31	防災教育の推進	教育指導課	学校安全計画に基づき、各教科等の関連を図り、児童・生徒が災害時における危機の認識や状況に応じて的確な判断のもと、自らの安全を確保する行動ができるよう、防災教育を推進します。
32	児童や生徒をわいせつ行為から守る環境整備	子育て支援課 職員課 教委庶務課 学校経営企画課 教育指導課	児童や生徒にわいせつ行為を行った保育士や教員の資格管理の状況把握により、適切な採用につなげることで、教育・保育施設*利用者の安全・安心を確保します。
33	子育て家庭を対象とした防災に関する啓発の推進	総務課	子育て家庭を対象とし、災害時の避難行動や防災意識向上のための取組について啓発を行います。
34	避難所における子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備	総務課	災害時の避難所等において、子育て家庭に配慮した環境整備を推進します。



取組の方向性

(3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの推進

地域の関係機関の連携のもと、すべての子どもが身近な地域で安全に遊び、学び、活躍できる場づくりや、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
35	放課後子ども教室*の推進	生涯学習課	地域住民が参画し、様々な体験活動を行うことで、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保と、心豊かでたくましい子どもの育成を図ります。
36	児童館・児童センター*の充実	子育て支援課	子どもに健全な遊びを提供し、創造性・自主性・社会性を育むため、いろいろな活動を行うとともに、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。
37	子どもの遊び場の充実	維持修繕課ほか	公園等に整備した大型遊具をはじめとする身近な遊び場の充実を図ります。
38	親子向けイベントや学習活動の充実	子育て支援課 生涯学習課ほか	子ども連れや子どもを対象とした様々なイベント、レクリエーションの機会を充実させるとともに、親子が学習できる場の提供に努めます。
39	子ども会等活動等の充実	生涯学習課	子どもの体験活動等の機会の充実を図るため、子ども会等青少年健全育成団体の活動を支援します。
40	地域文化の継承	文化振興課	地域における伝統文化や生活文化を継承し、発展させるため「文化財愛護少年団」事業を行い、多くの子どもたちが継続的に地域文化に触れる機会を提供します。
50 後掲	子育て支援団体や地域の関係団体等との連携の推進	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、医療機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員、子育て支援団体、自治会などの地域の関係機関・団体と連携を図り、地域に根ざした子育て支援を推進します。
41	公民館や図書館等での体験活動の推進	生涯学習課	公民館や図書館等を個々の学びや集いの場であるだけでなく、防災拠点やまちづくり拠点の役割を持った社会教育施設としての充実を図ることで、多様な体験活動の機会を創出します。
165 後掲	子どものスポーツの充実	生涯学習課	生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するため、遊びを通じた体づくり、スポーツの重要性や効果の啓発、各種体験機会の充実等を通してスポーツを好きになることにより、スポーツの習慣化を図ります。
114 後掲	保育所（園）・認定こども園の園庭開放	子育て支援課	保育所（園）・認定こども園において、未就園児が在園児と一緒に遊ぶ機会の提供や保護者の子育て相談を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
42	地域行事への参加	子育て支援課 教委庶務課 教育指導課	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校における地域行事への参加を促進します。

基本施策3 家庭と地域の子育て力の向上

取組の方向性

(1) 子育てを地域全体で支える体制強化

子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を行うとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

また、地域共生社会の理念を踏まえ、地域全体が子どもや子育て家庭を見守り、子どもの成長を支援する意識の醸成を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
43	家庭の教育力向上	生涯学習課	家庭の教育力向上を図るため、家庭教育講座を開催する等、保護者等への学習機会を提供します。また、オンライン講座も実施します。
44	子育て支援講座・体験活動の充実	子育て支援課 生涯学習課	乳幼児等の保護者を対象に、子育てを振り返り、今後に活かせるよう、講座の開催や体験活動の充実を図ります。
45	ブックスタート・プラス、ブック・ステップアップの実施	子育て支援課	親が絵本を介して心ふれあうきっかけづくりとして1歳6か月児、3歳児と保護者に絵本の読み語りを行い、絵本をプレゼントします。
63 後掲	パパ☆ママ準備スクールの実施	健康推進課	妊婦とその家族が共に受講しやすい日曜日に、妊娠・出産・育児について体験型の講座を開催します。
46	家庭における男女共同参画を推進するための啓発の推進	人権男女共同参画課	「尾道市男女共同参画基本計画」に基づき、家庭における男女共同参画を推進するため、講演会、講座、各種広報による啓発を行います。
47	地域の仲間づくりの場の情報の集約・提供	子育て支援課	地域の子育て支援団体や自主的な子育てグループが活動する仲間づくりの場の情報を集約し、子育て家庭へ提供します。
48	子育てグループ活動への支援	子育て支援課	自主的な子育てグループの結成を促すとともに、参加希望者に対する参加方法の周知を行うなど、地域の身近な場所で多様な活動ができるよう支援します。

No	主な取組	担当課	内 容
49	子育て支援センターの運営	子育て支援課	子育て親子の交流の場としての活用と子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、指導を行うとともに、子育てサークルへの支援等を通して、地域の子育て応援に取り組みます。
50	子育て支援団体や地域の関係団体等との連携の推進	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、医療機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員、子育て支援団体、自治会などの地域の関係機関・団体と連携を図り、地域に根ざした子育て支援を推進します。
51	民生委員児童委員、主任児童委員への情報提供の充実	子育て支援課	地域の窓口となる民生委員児童委員や主任児童委員への子育てに関する情報提供の充実を図ります。
224 後掲	子どもの居場所運営団体の連携づくり	子育て支援課	子どもが安心して過ごせる地域の居場所が市内に広がることを目的に、尾道市社会福祉協議会と一体となって、事業実施団体が情報共有及び情報交換できるネットワークの連携強化を図ります。
52	保育所（園）・認定こども園の子育て支援機能の充実	子育て支援課	保育所（園）・認定こども園が子育て中の家庭にとって最も身近な子育て支援の場となるよう、相談事業や地域バランスに配慮した交流事業の充実を図ります。
53	地域福祉に関する市民意識の向上	社会福祉課	市民が地域に住む子育て家庭等への理解を深めることができるよう、地域福祉に関する各種講座等を通じ、市民の地域福祉に対する意識の向上を図ります。
54	地域福祉におけるボランティアの養成	社会福祉課 子育て支援課	各種ボランティア講座を実施し、子育て支援等に関するボランティアを養成します。
55	ボランティアセンターの機能強化の支援	社会福祉課	ボランティアへの情報提供やボランティア同士の情報交換の促進、ボランティア活動をしたい人と求めている人を効果的に結びつけられるコーディネート機能の充実など、尾道市社会福祉協議会の運営するボランティアセンターの機能強化を支援します。
56	ボランティア意識の向上	生涯学習課	ボランティア活動を促進するため、ボランティアの意識醸成や技術向上に資する研修機会の提供や新たなボランティア人材の発掘に努めます。
104 後掲	おのみちファミリー・サポート・センターの実施	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）がお互いに助け合うことを目的とした会員組織による子育て支援を行う「おのみちファミリー・サポート・センター」を運営するとともに、一層の充実を図ります。
181 後掲	おのまる会議*（重層的支援）による支援の充実	社会福祉課	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援等、孤独・孤立のない地域づくりに向けた支援を一体的に行います。

No	主な取組	担当課	内 容
57	協働のまちづくりと子育て支援事業の連携強化	政策企画課 子育て支援課	市民活動における情報提供や活動支援を行い、地域主体の子育てにやさしいまちづくりを推進します。
58	地域と共にある学校づくりの推進	学校経営企画課	地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを目指し、地域住民や保護者が学校運営に参画しやすい環境を整えるため、中学校区を単位としたすべての小・中学校と尾道南高等学校に学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクール*化を図ります。

取組の方向性

(2) 子ども・若者のライフステージに応じた居場所の創出

地域の関係機関の連携のもと、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、場所だけでなく多様な活動の場の提供により、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
59	子どもの学習場所の充実	文化振興課 生涯学習課	しまなみ交流館や公民館などを活用した子どもの学習スペースの充実を図ります。
35 再掲	放課後子ども教室*の推進	生涯学習課	地域住民が参画し、様々な体験活動を行うことで、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保と、心豊かでたくましい子どもの育成を図ります。
36 再掲	児童館・児童センター*の充実	子育て支援課	子どもに健全な遊びを提供し、創造性・自主性・社会性を育むため、いろいろな活動を行うとともに、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。
221 後掲	子ども食堂設置・運営の支援	子育て支援課	子どもたちが地域とつながり健やかに育つ地域環境づくりを進めるため、子どもに食事、学習、交流の場等を提供する事業を実施する団体に対し、居場所の開設及び運営に要する費用の一部を補助します。
222 後掲	第三の居場所づくりの推進 (児童育成支援拠点事業)	子育て支援課	生活や学習等の環境に課題を抱える、子ども等を対象とし、子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぐ等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供します。
60	若者チャレンジ講座の推進	政策企画課 生涯学習課	尾道市内で「何かをやってみたい」「地域内で活動している人とつながりたい」と考えている人のチャレンジを応援する講座を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
61	シェアオフィス*の利用促進	政策企画課 商工課	シェアオフィス*の整備等を支援し、事業者の利用、尾道での実証実験に加え、大都市圏からの移住を促進し、地域の情報発信や地元住民・事業者との交流の機会を創出します。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
基本目標1

第6章

第7章

第8章

資料編

基本目標 2 子どもを安心して産み育てられる環境づくり

基本施策 1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

取組の方向性 (1) 安心して出産・子育てができる保健・医療体制の整備

妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、切れ目なく親子の健康づくり支援を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
171 後掲	不妊治療等の支援の充実	健康推進課	妊娠を希望する夫婦が、不妊・不育治療に取り組みやすいよう治療に係る費用の一部を助成し、相談に応じます。また、広島県の専門相談や助成事業等の情報を提供します。
116 後掲	妊婦健康相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	妊婦の健康状態や出産について、親子（母子）健康手帳交付時や電話等で相談に応じます。
62	プレママレターの実施	健康推進課 御調保健福祉センター	妊娠7か月頃に、産後の手続き等の説明資料、妊娠8か月アンケートを送付し面談希望のある妊婦の相談に応じます。
63	パパ☆ママ準備スクールの実施	健康推進課	妊婦とその家族が共に受講しやすい日曜日に、妊娠・出産・育児について体験型の講座を開催します。
64	妊産婦家庭訪問の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	妊産婦への家庭訪問による保健指導を行い、体調の確認や育児不安に対するきめ細かい支援を行います。
65	妊産婦健康診査の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	妊産婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的な検査を医療機関において実施します。
66	妊婦健診等交通費の助成	健康推進課	妊娠に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健診と妊婦歯科健診、産婦健診、産後ケア、不妊症・不育症治療のための島しょ部（因島・細島・生口島・高根島・百島）から陸地部への交通費を実費往復分助成します。
67	多胎妊婦健診の実施	健康推進課	多胎妊婦1人につき、個別に医療機関で受診する妊婦健診の補助を5回分追加することで、経済的負担の軽減を図ります。
68	初回産科受診料の助成	健康推進課	妊娠に関する経済的負担を軽減するため、生活保護世帯・住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦を対象に、初回の産科受診料の費用の一部又は全部を助成します。

No	主な取組	担当課	内 容
69	産前・産後サポート事業の実施	健康推進課	妊産婦のうち、家族等から十分な支援が得られず、育児不安が強いなどの人に妊娠中から産後1年間、育児や家事支援サービスを利用した際の利用料金の助成を行います。
84 後掲	産後ケア事業の実施	健康推進課	出産後、安心して子育てができるよう、産後ケア施設や自宅等で、助産師による心身のケア、授乳指導や育児相談等に取り組みます。 また、実施施設の拡充を図ります。
70	乳幼児健康診査の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	疾病等の早期発見・予防や保護者への育児支援を目的に、乳幼児（4か月児・1歳6か月児・3歳児）健康診査において、内科・歯科健康診査・歯科相談・フッ素塗布・育児相談・栄養相談等を行います。 また、健康診査後、発育・発達面、育児環境等の支援を行います。
71	健診事後教室の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	幼児健康診査等において、子どもの成長発達の確認や保護者への育児支援が必要な家庭を対象に、親子のふれあい遊びを通して発達支援と保護者への育児支援を行います。
72	1か月児健診の実施	健康推進課	個別に医療機関で受診する乳児健診に加え、1か月児に限定して健診を実施し、疾病などの早期発見と予防、養育者への助言と指導を行い、乳児の健康の保持増進を図ります。
73	小児医療体制の充実	健康推進課	小児医療の充実に努めるため、備後圏域での広域連携を図りながら、緊急時に適切な医療を速やかに提供できるよう、関係機関と協力して休日・夜間の医療体制の確保支援を行います。
74	小児救急医療交通費の助成	健康推進課	尾道市内の島しょ部（因島・細島・生口島・高根島・百島）に居住する中学校3年生相当までの子どもが休日又は夜間に急病等により小児救急医療を受けた場合において、交通費の一部を助成します。
75	栄養相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	乳幼児時期からの食育*を中心とした栄養指導を行います。
76	離乳食講習会の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	離乳食の進め方の話、簡単な調理実習、試食等を行います。
77	幼児食講習会（親子クッキング）の実施	御調保健福祉センター	概ね2～3歳の親子を対象に、幼児期の食事についての指導や調理実習を行います。
78	共食の促進	健康推進課 御調保健福祉センター	家族や仲間と一緒に食事をしながらコミュニケーションを図ることの大切さを啓発します。

取組の方向性

(2) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談体制の充実

妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、保護者の育児不安の解消や虐待の発生予防の観点から、妊娠期から子育て期まで切れ目のない情報提供・相談体制の充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
79	利用者支援事業（ぽかぽか☀）の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	市内7か所の「子育て世代包括支援センターぽかぽか☀」に母子保健と子育て支援のコーディネーターを配置し、子どもや子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。
80	おのべびギフト事業の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	ぽかぽかコーディネーターの相談と乳児期からの「子育て支援センター」や「子育て世代包括支援センターぽかぽか☀」の利用促進として来所面談の保護者と生後6か月になる子どもに、おもちゃをプレゼントします。
81	出産・子育て応援事業の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	すべての妊婦及び子育て世代が、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ、伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減等の経済的支援を行います。
82	赤ちゃん訪問の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	乳児の家庭に保健師等が訪問し、発達や育児等についての相談に応じるとともに、子育て支援に関する情報を提供します。
83	乳幼児健康相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	乳幼児を対象に身体計測を行うとともに、保健師・栄養士が、子どもの健康や育児についての保護者の悩みや心配等の相談に応じます。
84	産後ケア事業の実施	健康推進課	出産後、安心して子育てができるよう、産後ケア施設や自宅等で、助産師による心身のケア、授乳指導や育児相談等に取り組みます。 また、実施施設の拡充を図ります。
85	発達相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	就学前までの乳幼児で発達や行動面などについて心配な子どもを対象とし、療育*機関などの相談員による個別相談を行います。
86	5歳児相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	就学前の5歳児を対象とし、医師や心理士等による相談を行い、子どもの心身のより健全な発達を促します。 また、就学に向け、適切な環境づくりを支援します。

No	主な取組	担当課	内 容
87	言語・理学相談の実施	健康推進課	就学前の乳幼児で言葉や運動面等について心配な子どもを対象に、専門職による個別相談を行います。
88	2歳児相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	健康診査等において、子どものその後の成長発達の確認等の必要な家庭を対象として相談を行います。
89	キッズWeb☆尾道の推進	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	子育て世代包括支援センターぽかぽか★及び子育て支援センターにおいて、自宅にしながら、保育士、保健師、助産師等への個別相談や歌遊び、工作等のイベントへ参加できる等、オンラインでの子育て支援を行います。
90	ぽかぽか★おむつ定期便の実施	子育て支援課	0歳児を養育する家庭を対象に、毎月おむつ等の育児用品を配達し、子育ての悩みを傾聴しながら定期的に見守りを行うとともに、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ情報を継続して届けます。



取組の方向性

(3) 学童期から成人期に向けた保健対策の推進

学童期、思春期の心身の健康が確保されるよう、性や喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るとともに、子ども・若者の自殺対策を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
91	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実	教育指導課	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導内容の充実を図ります。
92	HIVなど性感染症の情報提供と予防の啓発の推進	健康推進課 教育指導課	HIV等の性感染症の正しい知識を深めるため、感染の実態に係る情報提供と感染予防の啓発を行います。
93	学校における性教育等の充実	教育指導課	妊娠や性感染症等を含めた人間の性に対する基礎的・基本的事項について正しい理解を促し、自己の性に対する認識をより確かにするとともに、適正な人間関係について考え行動できることを目指した性教育の充実を図ります。
94	道徳教育の充実	教育指導課	道徳の時間や各教科等の学習と連携を図りながら、命の大切さに取り組む教育の充実を図ります。
204 後掲	10代の自殺防止の推進	健康推進課 教育指導課	10代の自殺を防止するため、幅広い関係者による自殺の兆候の早期発見への取組等、相談支援体制の充実を図ります。
205 後掲	20代や30代の自殺防止の推進	健康推進課	メンタルヘルス*の重要さや、こころに関する相談窓口の啓発や相談支援体制の充実を図ります。 また、産後うつ*の予防や支援の充実を図ります。
206 後掲	ひきこもり相談体制の充実	社会福祉課	尾道市社会福祉協議会が運営する「尾道市ひきこもり支援ステーションみらさぼ」を中心に、ひきこもりについて正しく理解し、地域のよき理解者として身近なところで当事者や家族に寄り添う「ひきこもりサポーター」や、傾聴支援員として直接的・間接的に支援を行う「みらいサポーター」の養成を行うなど、ひきこもり相談体制の充実を図ります。
95	思春期の相談体制の充実	教育指導課	思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持ったスクールカウンセラー*による相談活動の充実を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、東部こども家庭センター、保健所、医療関係機関等との連携を強化します。
96	思春期の子どもを持つ保護者の相談体制の充実	健康推進課	保健師が随時相談に応じるとともに、その状況により、専門機関への紹介及び関係機関との連携を図ります。

基本施策2 すべての子育て家庭を支える体制の充実

取組の方向性 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種手当の支給、医療費等の助成、保育料等の減免措置等を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
97	児童手当の支給	子育て支援課	18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども（高校生年代までの子ども）を養育している人に手当を支給します。
98	子ども医療費助成制度の実施	子育て支援課	子どもの健康管理と養育する家庭の経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得にかかわらず、18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成します。
99	子どもインフルエンザ予防接種の費用の助成	健康推進課	満1歳から小学6年生までの子どもを対象として、インフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。
90 再掲	ぽかぽか☀おむつ定期便の実施	子育て支援課	0歳児を養育する家庭を対象に、毎月おむつ等の育児用品を配達し、子育ての悩みを傾聴しながら定期的に見守りを行うとともに、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ情報を継続して届けます。
207 後掲	児童扶養手当の支給	子育て支援課	18歳（18歳到達後3月31日・中度以上の障害を有する場合は20歳未満）までの子どもを養育している母子家庭・父子家庭等に手当を支給します。
208 後掲	ひとり親家庭等医療費の助成制度の実施	子育て支援課	母子家庭の母及び子ども、父子家庭の父及び子ども並びに父母のいない子どもの医療費の一部を助成します。
209 後掲	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付制度の実施	子育て支援課	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定と、その子どもの福祉を図るため、各種資金の貸付の相談、受付を行います。
195 後掲	特別児童扶養手当の支給	社会福祉課	児童の福祉の増進を図るため、20歳未満の知的・精神または身体に障害がある子どもを養育している保護者に手当を支給します。
197 後掲	障害児通所等交通費の助成	因島福祉課	島しょ部（因島・細島・生口島・高根島・百島）から療育*施設等に通所する際の橋通行料又は乗船料（1往復分）を助成し、経済的負担を軽減するとともに早期の療育*推進を図ります。
220 後掲	就学援助制度の実施	教育指導課	経済的理由により就学が困難な世帯の負担を軽減するため、義務教育に係る費用の一部を援助します。

No	主な取組	担当課	内 容
100	尾道南高等学校の入学料等の免除の実施	学校経営企画課	尾道南高等学校の生徒が、社会で自立し、自分らしい生き方を実現していくために、安心して学ぶことができるよう、教科用図書の支給や経済的事情のある家庭に対して入学料免除を行います。
101	保育料・利用料等の負担軽減	子育て支援課 教委庶務課	3～5歳のすべての子ども、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもを対象とし、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、認可外保育施設等（保育の必要性がある場合に限る）の利用料を無償化します。 また、保育所（園）、認定こども園等の保育料、放課後児童クラブの利用料について、各世帯の状況等により必要と認められる場合は、減免措置等を行います。
102	保育料第2子以降無償化の実施	子育て支援課	多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に、所得状況やきょうだいの年齢上限にかかわらず、0～2歳児（保育の必要性がある場合に限る）について、第2子以降の保育料を本市独自に無償化します。
194 後掲	児童発達支援、放課後等デイサービス利用者負担金助成の実施	社会福祉課	早期の療育*を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者負担を半額助成します。また、保育所（園）等を並行利用している場合は、全額助成します。
12 再掲	市営住宅の入居における「裁量階層」の範囲の拡大	まちづくり推進課	子どもを産み育てやすい住まいの確保の支援として、特に居住の安定を図る必要のある「裁量階層」に定める子育て世帯の年齢要件の引き上げや若年夫婦世帯の追加、養育に係る負担が大きい子育て世帯等の入居収入基準の引き上げなどに取り組みます。
103	子育て世帯等の住環境支援	まちづくり推進課	子どもを産み育てやすい住まいの確保の支援として、子育て世帯や若年夫婦世帯の住宅取得時の負担軽減を図ります。 さらに、親世帯との支え合いや地域コミュニティにおける担い手の確保、中古住宅の取得促進による良好な住宅ストックの形成など、良好な住環境の形成を進めます。

取組の方向性 (2) 子育てをする親や家庭の不安・負担を軽減する支援の充実

保護者のリフレッシュや緊急時のための保育サービスなど、子育てをする親や家庭の不安・負担を軽減する支援の充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
104	おのみちファミリー・サポート・センターの実施	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）がお互いに助け合うことを目的とした会員組織による子育て支援を行う「おのみちファミリー・サポート・センター」を運営するとともに、一層の充実を図ります。
105	一時保育の実施	子育て支援課	保護者が仕事や病気、里帰り出産等の理由で一時的に子どもの保育が困難となった場合、就学前の児童を保育所（園）・認定こども園等で一時的に保育します。
106	ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施	子育て支援課	保護者の入院・疾病・介護等の理由により、一時的に家庭での児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等において養育します。
107	こども誰でも通園制度事業の実施	子育て支援課	すべての子どもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、月一定時間まで保育します。
84 再掲	産後ケア事業の実施	健康推進課	出産後、安心して子育てができるよう、産後ケア施設や自宅等で、助産師による心身のケア、授乳指導や育児相談等に取り組みます。 また、実施施設の拡充を図ります。
108	外国につながる子どもへの支援の充実	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター ほか	アプリやホームページ等における子育て情報提供の多言語化対応を継続します。また、利用者支援事業（ぽかぽか [※] ）、子育て支援センター及び家庭児童相談員による情報提供や子育て相談への対応を図ります。
109	子育て支援・教育のICT*化の推進	子育て支援課 教委庶務課 教育指導課ほか	保育施設、放課後児童クラブ、学校等でのICT*化の促進を図り、子どもの安全確保や保護者の利便性の向上及び職員、教員等の業務効率化を推進し、保育・教育の質の向上を図ります。

取組の方向性

(3) 子育て家庭に必要な支援や相談につなぐ体制強化

子どもや子育て家庭に必要な支援につなげるため、子育てに関するあらゆる情報を一元的に確実に提供できる体制を整備するとともに、子育て家庭が身近な場で気軽に利用でき、適切な助言やサービス提供を行うことができる相談体制の充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
110	地域に根ざした情報提供体制の充実	子育て支援課	産科や小児科等の医療機関や子育て支援団体など、市内の子育て関係機関と連携を図り、子育てに関する情報を確実に提供できる体制を整備します。
111	子育てガイドブックの発行	子育て支援課	子育てに関する施設やサークル情報、行政サービスなどを集約した情報誌を発行し、子育て家庭等に配付します。子育て家庭が必要としている情報や利用に対するニーズを把握し、内容の充実を図ります。
79 再掲	利用者支援事業（ぼかぽか★）の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	市内7か所の「子育て世代包括支援センターぼかぽか★」に母子保健と子育て支援のコーディネーターを配置し、子どもや子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。
112	子育て支援センターにおける情報提供の充実	子育て支援課	育児や子育て支援に関する情報の紹介や育児通信を発行するなど、情報提供の充実を図ります。
113	市広報紙、アプリ、ホームページ、電子メディア等における子育て情報提供の充実	子育て支援課ほか	各種行事・講座の開催など、子育て支援に関する適切な情報提供を行います。 また、電子メディア等を活用し、サービスの効率的な周知に加え、子育て中の保護者等が、多岐にわたる子育てサービスや相談先の情報を容易に得ることができる環境づくりに取り組みます。
114	保育所（園）・認定こども園の園庭開放	子育て支援課	保育所（園）・認定こども園において、未就園児が在園児と一緒に遊ぶ機会の提供や保護者の子育て相談を行います。
49 再掲	子育て支援センターの運営	子育て支援課	子育て親子の交流の場としての活用と子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、指導を行うとともに、子育てサークルへの支援等を通して、地域の子育て応援に取り組みます。
115	家庭児童相談員による子育て相談の実施	子育て支援課	家庭における児童の適切な養育等に悩んでいる保護者に対して、東部こども家庭センター等の関係機関と連携して相談に応じます。
116	妊婦健康相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	妊婦の健康状態や出産について、親子（母子）健康手帳交付時や電話等で相談に応じます。

No	主な取組	担当課	内 容
83 再掲	乳幼児健康相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	乳幼児を対象に身体計測を行うとともに、保健師・栄養士が、子どもの健康や育児についての保護者の悩みや心配等の相談に応じます。
216 後掲	ひとり親家庭等相談の実施	子育て支援課	母子・父子自立支援員と就業支援専門員が、公共職業安定所と連携した就労支援や、課題解決に向けて関係機関と連携を図りながら、母子・父子家庭等の生活や自立のための相談に応じます。
117	訪問支援事業（ぽかぽか☀）の実施	健康推進課 子育て支援課	子育て世代包括支援センターぽかぽか☀のコーディネーターが育児や子育て等に悩む家庭を訪問し、相談に応じます。
90 再掲	ぽかぽか☀おむつ定期便の実施	子育て支援課	0歳児を養育する家庭を対象に、毎月おむつ等の育児用品を配達し、子育ての悩みを傾聴しながら定期的に見守りを行うとともに、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ情報を継続して届けます。
89 再掲	キッズWeb☆尾道の推進	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	子育て世代包括支援センターぽかぽか☀及び子育て支援センターにおいて、自宅にしながら、保育士、保健師、助産師等への個別相談や歌遊び、工作等のイベントへ参加できる等、オンラインでの子育て支援を行います。
81 再掲	出産・子育て応援事業の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	すべての妊婦及び子育て世代が、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ、伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減等の経済的支援を行います。
172 後掲	子育て世帯訪問支援事業の実施	子育て支援課	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。
80 再掲	おのべびギフト事業の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	ぽかぽかコーディネーターの相談と乳児期からの「子育て支援センター」や「子育て世代包括支援センターぽかぽか☀」の利用促進として来所面談の保護者と生後6か月になる子どもに、おもちゃをプレゼントします。

基本施策3 子育てと仕事を両立するための支援の充実

取組の方向性 (1) 多様な保育ニーズに対応した提供量の確保

子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所（園）・認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業、放課後児童クラブの提供の充実を図ります。

また、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
118	教育・保育事業の充実	子育て支援課 教委庶務課	需要を的確に把握し、保育所（園）・認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業の提供量の確保と質の向上を図ります。 また、広域入所においては、備後圏域を中心に利用要件を拡充することで利便性の向上を図ります。
119	認定こども園の普及	子育て支援課	幼児期の教育・保育と地域における子育て支援を総合的に提供する認定こども園を普及させます。
120	保護者連絡システムの推進	子育て支援課 教委庶務課 教育指導課	公立の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校において、同一の保護者連絡システムにより、施設、保護者間の連絡体制のデジタル化*を推進します。欠席の連絡、臨時休校の緊急連絡、配布物の送信等を電子化することにより、児童・生徒の安全確保や保護者の利便性向上と職員の負担軽減を図ります。
121	保育所入所におけるAI*選考	子育て支援課	保育所入所において、AI*による入所施設の振り分けを実施して業務時間の短縮を図り、決定通知の早期発送とともに、より一層保護者の希望に沿った選考を行います。
104 再掲	おのみちファミリー・サポート・センターの実施	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）がお互いに助け合うことを目的とした会員組織による子育て支援を行う「おのみちファミリー・サポート・センター」を運営するとともに、一層の充実を図ります。
122	延長保育の実施	子育て支援課	保護者の多様な就労体系等に対応するため、通常の保育時間を超えた保育を実施します。
123	休日保育の実施	子育て支援課	保護者の仕事の事情等により、日曜日・祝日等に家庭で保育できない子どもを保育します。
124	病児・病後児保育の実施	子育て支援課	子どもが病中または病気の回復期にあって、保護者も仕事を休めない時に尾道市立市民病院をはじめ、市内3か所の施設で保育するとともに、備後圏域での広域連携を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
105 再掲	一時保育の実施	子育て支援課	保護者が仕事や病気、里帰り出産等の理由で一時的に子どもの保育が困難となった場合、就学前の児童を保育所（園）・認定こども園等で一時的に保育します。
106 再掲	ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施	子育て支援課	保護者の入院・疾病・介護等の理由により、一時的に家庭での児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等において養育します。
125	預かり保育の実施	教委庶務課 子育て支援課	幼稚園・認定こども園において、保護者の多様な就労体系等に対応するため通常の保育時間を超えた保育を実施します。
107 再掲	こども誰でも通園制度事業の実施	子育て支援課	すべての子どもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、月一定時間まで保育します。
126	放課後児童クラブの適正な配置と機能の充実	子育て支援課	放課後児童の健全育成を図るため、利用ニーズに応じた施設の適正な配置を行うとともに、機能の充実を図ります。
127	放課後児童クラブの質の向上	子育て支援課	研修を実施することにより、支援員のさらなる質の向上を図るとともに、安心して過ごせるよう設備の充実を図ります。
109 再掲	子育て支援・教育のICT*化の推進	子育て支援課 教委庶務課 教育指導課ほか	保育施設、放課後児童クラブ、学校等でのICT*化の促進を図り、子どもの安全確保や保護者の利便性の向上及び職員、教員等の業務効率化を推進し、保育・教育の質の向上を図ります。

取組の方向性

(2) 保育人材の確保

共働き世帯の増加等による市内の保育ニーズの増加に対応するため、保育士等の就労促進を目的とした就労奨励金給付、処遇改善加算、障害児加配保育士への補助等を行うことで、質の高い人材確保を図り、必要な研修により人材育成を継続的に取り組みます。

No	主な取組	担当課	内 容
128	保育士等就労奨励金の給付	子育て支援課 社会福祉課	保育士が市内の保育施設等へ新たに就労する際に一時金を給付するほか、市外からの転入費用の一部を助成することで、就労促進及び定住促進を図ります。
129	処遇改善加算の実施	子育て支援課	保育施設に勤務する職員に対し、処遇改善手当等を支給し、給料を引き上げることで、離職率低下による慢性的な保育士不足の解決を図ります。
130	障害児加配保育士への補助の実施	子育て支援課	障害児保育を実施する私立保育施設に対し、加配保育士の賃金の一部を補助し、障害児保育の充実及び障害児福祉向上を図ります。
32 再掲	児童や生徒をわいせつ行為から守る環境整備	子育て支援課 職員課 教委庶務課 学校経営企画課 教育指導課	児童や生徒にわいせつ行為を行った保育士や教員の資格管理の状況把握により、適切な採用につなげることで、教育・保育施設* 利用者の安全・安心を確保します。
142 後掲	幼保小連携の推進	教育指導課 子育て支援課	はじめの100か月の育ち* への取組の一環として、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校の連絡会や研修会を実施するなど、就学前教育・保育施設* と小学校との円滑な連携を図ります。
141 後掲	保育士、幼稚園教諭の研修の充実	教委庶務課 子育て支援課	保育士、幼稚園教諭の合同研修を実施することで、市全体の保育士と幼稚園教諭の質の向上と就学前教育・保育内容の充実を図ります。



取組の方向性

(3) 職場における子育て支援の環境整備の促進

育児休業*等の各種制度の普及・定着や子育てしやすい職業形態の導入など、個人、企業、事業主等に対し、積極的な子育て支援への取組、職場の理解・協力への働きかけを行います。

No	主な取組	担当課	内 容
131	育児休業*制度の導入・利用促進	商工課	育児休業*の取得率を高めるため、事業主への各種制度のPR等により、育児休業*制度の導入・利用を促進します。
132	労働時間短縮等の促進	商工課	育児時間の確保のため、勤務時間短縮、有給休暇の取得促進等について、事業主への啓発を行います。
133	職場理解の促進	商工課 子育て支援課	事業主や職場の従業員に、子育て支援の重要性や、管理職員等によるOno-Boss（おのボス）宣言*などを通じて育児休業*の取得の推進や円滑な職場復帰など、仕事と育児の両立がしやすい雇用環境づくりに対する理解・協力への働きかけを行います。
134	ワーク・ライフ・バランス*を推進している企業の情報収集・提供	商工課 人権男女共同参画課	仕事と育児の両立支援や働き方改革等に取り組む企業の情報を収集し、ホームページ等で優れた取組を実践する企業の紹介を行うなど、男女を問わず就労と家庭生活の調和が取れる働き方の見直しについて、普及・啓発を行います。
135	ワーク・ライフ・バランス*についての意識啓発	商工課 人権男女共同参画課	ワーク・ライフ・バランス*の意義や働き方の見直しについて意識啓発を図ります。
136	出産・育児後の再就職や職場での女性活躍につながる取組の充実	商工課 子育て支援課	国・県・関係機関と連携しながらセミナー等を開催し、出産や育児等による離職後の再就職や職場での女性活躍につながる取組の充実を図ります。



基本目標 3 子どもの成長と若者の自立を支える環境づくり

基本施策 1 幼児期の教育・保育環境の充実

取組の方向性 (1) 幼児期の教育・保育の質の向上

乳幼児期の教育の重要性や特性について、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を踏まえ、「尾道ゆめプラン」に基づき、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の教育・保育事業の質の向上を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
137	就学前教育の内容の充実	教育指導課 子育て支援課	幼稚園教諭・保育士等の研修により、資質、指導力の向上に努めるとともに、地域の特性や各園の特色を生かした個性ある教育を推進します。 また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園が連携を深め、就学前児童への教育の充実を図ります。 さらに、地域型保育事業*を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所（園）や認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設*の連携支援の充実を図ります。
119 再掲	認定こども園の普及	子育て支援課	幼児期の教育・保育と地域における子育て支援を総合的に提供する認定こども園を普及させます。
138	家庭保育園の質の確保	子育て支援課	家庭保育園のさらなる保育の質の向上のための支援を行います。
139	認可外保育施設の質の確保	子育て支援課	認可外保育施設のさらなる保育の質の向上のための支援を行います。
140	施設的环境整備・改善	教委庶務課 子育て支援課	近隣地域の環境に配慮しながら園児に安全で快適な教育・保育環境を提供するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の設備改修、空調・照明・トイレ等の環境改善を図ります。
141	保育士、幼稚園教諭の研修の充実	教委庶務課 子育て支援課	保育士、幼稚園教諭の合同研修を実施することで、市全体の保育士と幼稚園教諭の質の向上と就学前教育・保育内容の充実を図ります。
142 後掲	幼保小連携の推進	教育指導課 子育て支援課	はじめの100か月の育ち*への取組の一環として、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校の連絡会や研修会を実施するなど、就学前教育・保育施設*と小学校との円滑な連携を図ります。
109 再掲	子育て支援・教育のICT*化の推進	子育て支援課 教委庶務課 教育指導課ほか	保育施設、放課後児童クラブ、学校等でのICT*化の促進を図り、子どもの安全確保や保護者の利便性の向上及び職員、教員等の業務効率化を推進し、保育・教育の質の向上を図ります。

取組の方向性

(2) 幼児期から学童期への円滑な接続の推進

小学校以降の教育の基盤となる力を育成し、学校への円滑な接続を図るため、「尾道夢プラン」に基づき、就学前教育・保育施設*と小学校との連携を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
86 再掲	5歳児相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	就学前の5歳児を対象とし、医師や心理士等による相談を行い、子どもの心身のより健全な発達を促します。 また、就学に向け、適切な環境づくりを支援します。
142	幼保小連携の推進	教育指導課 子育て支援課	はじめの100か月の育ち*への取組の一環として、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校の連絡会や研修会を実施するなど、就学前教育・保育施設*と小学校との円滑な連携を図ります。
148 後掲	幼児教育の推進	教育指導課	カリキュラム・マネジメント*の機能を発揮し、小学校教育との円滑な接続を図ることにより、幼児期に育みたい資質・能力を育成します。
143	地域子育て支援拠点施設による支援の推進	子育て支援課	子育て支援センター、児童館*やぽかぽか*などの地域の子育て支援拠点施設において、就学前と就学後の保護者の情報共有の機会を創出し、保護者の不安解消を図ります。
144	教育支援訪問相談の実施	教育指導課	発達に関する専門的知識や経験を有する相談員を幼稚園・小中学校等に派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する指導内容・方法に関する指導や助言を行います。



基本施策2 学校教育環境の充実

取組の方向性

(1) 学力育成のための教育内容の質の向上

「尾道教育総合推進計画」に基づき、子どもの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。

No	主な取組	担当課	内 容
145	尾道版「学びの变革」推進事業による授業改善	教育指導課	「学びの变革」推進協議会を開催し、各学校へ授業改善の視点を示すことを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童・生徒に、これからの社会で求められる資質・能力を育成します。
146	読書活動の充実	教育指導課	「子供の読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の形成に向け、「本に親しむ」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」の3つの視点で、読書活動の充実を図ります。
147	スマートスクール*の実現(ICT*の活用)による情報活用能力の育成	教育指導課	新学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、各教科等の特質に応じて、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ります。
148	幼児教育の推進	教育指導課	カリキュラム・マネジメント*の機能を発揮し、小学校教育との円滑な接続を図ることにより、幼児期に育みたい資質・能力を育成します。
149	グローバル*に活躍する人材の育成	教育指導課	グローバル*化や情報化などの社会的変化に対応し、社会や人生を豊かなものにしていこうとする意欲や能力を育みます。
150	学校の自主性・自律性の確立	教育指導課 学校経営企画課	学校が主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、地域に開かれ信頼される学校を実現するとともに、教育の質の保障・向上を図ります。
151	特色ある学校づくりの推進	教育指導課 学校経営企画課	地域や子どもの実態を踏まえ、学校内外の資源や特色を生かし、地域とともにある特色ある学校づくりを推進します。
152	信頼される学校づくりを目指した人材育成の推進	教育指導課 学校経営企画課	研修やOJT*による人材育成を通して、教職員個々に求められるプロとしての高い専門性や実践力などの資質・能力を高めます。

取組の方向性

(2) 多様なニーズに対応した教育内容の充実

「尾道教育総合推進計画」に基づき、子どもの豊かな情操や道德心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、人間関係を築く力等を養います。

No	主な取組	担当課	内 容
153	道徳性、人間性、学びに向かう力を高める教育の推進	教育指導課	よりよい人生や社会の在り方を考え、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、社会の変化に対して、柔軟に対応していく力を育成します。
154	自己肯定感や郷土愛を高める教育推進	教育指導課	ふるさとについての学びや地域に貢献する活動を推進することを通して、郷土尾道への誇りや郷土愛を育むとともに、自己肯定感を高め、社会に貢献する意欲を育てます。
201 後掲	いじめ等への対応の徹底	教育指導課	尾道市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を推進し、安全・安心な学校づくりに努めます。 また、「学校環境適応感の測定（アセス）」を実施し、学校環境に対する適応状況を把握し、学級経営に生かすとともに、いじめ等の未然防止に向けた、きめ細かい対応を図ります。
155	特別支援教育の推進	教育指導課	就学相談や教育相談の仕組みを整え、特別支援学校との連携による研修や事業を実施することを通して、個々の子どもの状態に応じた指導や支援の充実を図るとともに、障害者理解や交流及び共同学習を進め、すべての子どもたちに多様性を尊重する態度を育成します。
202 後掲	不登校支援における未然防止・初期対応の推進	教育指導課	学校が安全・安心に登校できる場所になるよう、魅力ある学校づくり、集団づくりを基盤とした分かりやすい授業の実施等に努めるとともに、心理学や福祉分野の専門家等を活用した研修を推進し、SOSを出しやすい教育相談体制の確立や関係機関等との連携の充実を図ります。
203 後掲	不登校児童・生徒の教育機会の確保	教育指導課	校内教育支援センターを設置し、校内における安全・安心な居場所づくりを整備するとともに、教育支援センター（千光寺さくら・因島はっさく）においては、集団での体験活動や一人ひとりの状況に合わせた学習活動など、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。
156	基本的な生活習慣の確立	教育指導課	「早寝・早起き・朝ごはん」運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開するとともに、保護者への啓発を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
157	生徒指導の推進	教育指導課	いじめや問題行動のない学校の実現を目指し、個々の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を含む自己指導能力を高めます。

取組の方向性

(3) 安全・安心で良好な学校施設の整備

学校施設の長寿命化対策や学校給食施設の計画的な施設整備により、学校内における教育環境の充実を図るとともに安全性を確保します。

No	主な取組	担当課	内 容
158	学校施設のバリアフリー化の推進	教委庶務課	学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて、施設整備時にエレベーターの設置や車椅子利用者トイレなどの設置を進め、バリアフリー化を推進します。
159	特別教室への空調設備設置の推進	教委庶務課	近年の気象変化に対応し、すべての児童・生徒の健康を守り、学習意欲を持って学校生活を送ることができるよう、特別教室に空調設備の設置を推進します。
160	学校給食施設の計画的な整備	教委庶務課	老朽化した給食施設を計画的に整備することにより、将来にわたり安全・安心な給食の提供を継続するとともに、順次、中学校の全員給食開始を進め、令和8（2026）年度には、中学校全校での全員給食を実現します。
120 再掲	保護者連絡システムの推進	子育て支援課 教委庶務課 教育指導課	公立の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校において、同一の保護者連絡システムにより、施設、保護者間の連絡体制のデジタル化*を推進します。欠席の連絡、臨時休校の緊急連絡、配布物の送信等を電子化することにより、児童・生徒の安全確保や保護者の利便性向上と職員の負担軽減を図ります。

基本施策3 次世代を担う力の育成

取組の方向性 (1) 子ども・若者の自立を見据えた生きる力の育成

若い世代が、次代を担う人材として自立できるよう、自立していくために必要な意欲や態度、能力を伸ばすことができる環境を整備します。

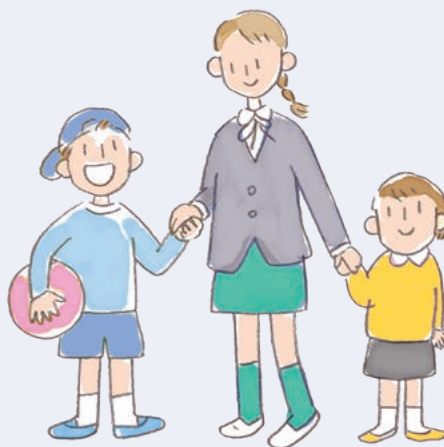
No	主な取組	担当課	内 容
161	キャリア教育*の推進	教育指導課	適切な職業観・勤労観を育み、社会の一員として夢と志を抱く子どもの育成を目指し、組織的・系統的なキャリア教育*の充実を図ります。
162	学校における主権者教育の推進	教育指導課	主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を推進します。
163	学校におけるライフデザイン*に関する教育の推進	教育指導課	家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計や子どもの生活と保育等についての指導を推進します。
164	体力・運動能力向上とスポーツを通じた教育の推進	教育指導課	心身の健康保持や運動、スポーツの習慣化を図るとともに、スポーツや運動の意義や価値を理解し、多様な楽しみ方ができる力を育成します。
165	子どものスポーツの充実	生涯学習課	生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するため、遊びを通じた体づくり、スポーツの重要性や効果の啓発、各種体験機会の充実等を通してスポーツを好きになることにより、スポーツの習慣化を図ります。
166	食育*・健康教育の推進	教育指導課	家庭・地域と連携し、健康づくりに関する知識の獲得や望ましい食生活の習得を通して、生涯にわたって健康の保持増進を図る力を育成します。
167	ケアリーバー*へのサポートの推進	子育て支援課 社会福祉課 健康推進課	児童養護施設退所者の自立への手助けを行い、自身の生い立ちからくる社会生活における困難感に寄り添い、くらしサポートセンター等、関係機関と連携しながら支援します。
181 後掲	おのまる会議*(重層的支援)による支援の充実	社会福祉課	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援等、孤独・孤立のない地域づくりに向けた支援を一体的に行います。

取組の方向性

(2) 結婚や子どもを持つことを希望する人への支援の推進

多様な価値観・考え方を尊重することを前提としたうえで、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて地域全体で支援を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
168	小さい子どもとのふれあい体験の推進	教育指導課	若いうちから健全な母性、父性を養い、命の実感や子育てに対する理解の豊かな大人に成長するよう、中学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験学習の充実を図ります。
169	高校生、大学生のボランティア活動への参加の促進	子育て支援課	大学等関係機関と連携し、若い世代が子どもに関わるボランティアを体験できる場を提供し、子育ての体験を通して理解を広めます。
170	結婚を希望する人への支援の推進	子育て支援課	婚活イベントを通じて出会いの創出を図るとともに、尾道市マリッジサポートセンターの取組を推進します。
171	不妊治療等の支援の充実	健康推進課	妊娠を希望する夫婦が、不妊・不育治療に取り組みやすいよう治療に係る費用の一部を助成し、相談に応じます。また、広島県の専門相談や助成事業等の情報を提供します。
79 再掲	利用者支援事業（ぽかぽか☀）の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	市内7か所の「子育て世代包括支援センターぽかぽか☀」に母子保健と子育て支援のコーディネーターを配置し、子どもや子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。



基本目標 4 支援を要する子どもを支える環境づくり

基本施策 1 児童虐待* 防止対策の推進

取組の方向性 (1) 専門職による相談・支援体制の充実

子育てに不安や負担を感じる家庭やリスクのある家庭に適切に相談支援ができる体制を整備するとともに、支援の必要な家庭を早期に把握するため訪問事業等の充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
83 再掲	乳幼児健康相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	乳幼児を対象に身体計測を行うとともに、保健師・栄養士が、子どもの健康や育児についての保護者の悩みや心配等の相談に応じます。
79 再掲	利用者支援事業（ぽかぽか☀）の実施	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター	市内7か所の「子育て世代包括支援センターぽかぽか☀」に母子保健と子育て支援のコーディネーターを配置し、子どもや子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。
117 再掲	訪問支援事業（ぽかぽか☀）の実施	健康推進課 子育て支援課	子育て世代包括支援センターぽかぽか☀のコーディネーターが育児や子育て等に悩む家庭を訪問し、相談に応じます。
172	子育て世帯訪問支援事業の実施	子育て支援課	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。
173	養育支援訪問事業の実施	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	子育てを負担に感じる家庭を訪問し、適切なアドバイス等を行います。
115 再掲	家庭児童相談員による子育て相談の実施	子育て支援課	家庭における児童の適切な養育等に悩んでいる保護者に対して、東部こども家庭センター等の関係機関と連携して相談に応じます。
174	子育て支援センターにおける相談の充実	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	子育てに対する様々な悩みや心配等について、専門の職員が相談に応じます。
90 再掲	ぽかぽか☀おむつ定期便の実施	子育て支援課	0歳児を養育する家庭を対象に、毎月おむつ等の育児用品を配達し、子育ての悩みを傾聴しながら定期的に見守りを行うとともに、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ情報を継続して届けます。

No	主な取組	担当課	内 容
175	子ども家庭相談支援体制の充実	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	増加する児童虐待*やヤングケアラー*等への適切な対応が継続実施できるよう、こども家庭センターを設置するなどの必要な体制の充実を図ります。
176	親子関係形成支援事業の実施	子育て支援課	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、ペアレントトレーニング*の実施により、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
177	里親制度の周知・啓発	子育て支援課	家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に家庭環境のもとで養育を提供する里親制度（都道府県等が実施）の周知を行い、里親登録の理解を深めるよう啓発を行います。

取組の方向性

(2) 児童虐待*を防ぐための啓発の推進

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、子どもが権利の主体であることを踏まえ、児童虐待*問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、啓発を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
1 再掲	社会全体への子どもの権利に関する啓発の推進	人権男女共同参画課 子育て支援課	子ども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、こども基本法、子どもの権利条約*の内容等、子どもの権利について、周知・啓発を推進します。 また、人権啓発を推進する中で、子ども・若者の周りの大人が、子どもが権利の主体であることを理解し、尊重できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。
2 再掲	学校教育における人権教育の推進	教育指導課	児童・生徒に、子どもの権利条約*やこども基本法等について周知・啓発を行うなど、子どもの権利擁護を含む人権教育の一層の推進を図ります。
178	児童虐待*防止に関するPR活動の推進	子育て支援課	児童虐待*防止推進月間（11月）に合わせ、グッズの配付、ポスターの掲示など、効果的な広報啓発を行います。
179	児童相談所全国共通ダイヤル189番（いちはやく）の周知	子育て支援課	虐待が疑われる時は、迷わず通告することが、子どもと保護者への支援の第一歩となるため、189番の周知を行います。

取組の方向性 (3) 関係機関の連携による支援

行政、東部こども家庭センター、警察署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、各種団体など、地域の関係機関の連携を強化し、児童虐待*の発生予防、早期発見に取り組むとともに、発生後の適切な対応、支援を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
180	要保護児童* 対策地域協議会の機能強化	子育て支援課	虐待の防止、早期発見・早期対応のため、関係機関、団体との連携により、児童虐待*を防止するためのネットワーク機能を強化します。
181	おのまる会議*（重層的支援）による支援の充実	社会福祉課	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援等、孤独・孤立のない地域づくりに向けた支援を一体的に行います。

基本施策2 障害のある子どもと家庭への支援の充実**取組の方向性** (1) 障害のある児童や医療的ケア児* への発達支援の推進

発達障害*を含む障害のある子どもや医療的ケア児*が、障害等の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会に参加するための力を伸ばすことができるよう、個々の希望に応じた適切な支援を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
182	幼稚園・保育所（園）・認定こども園での受け入れの推進	子育て支援課 教育指導課	幼稚園・保育所（園）・認定こども園での、障害のある子どもの受け入れを推進します。また、個々の障害の状態に応じ、家庭・専門機関との連携を密にしながら、障害のある子どもの教育・保育を実施します。
183	放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受け入れの充実	子育て支援課	放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入体制の整備を図るとともに、支援員の専門性の向上を図ります。
184	特別支援教育の充実	教育指導課	個々の障害の状態や特性を把握し、個々に応じた教育が受けられるよう一層の充実に努めます。また、教育支援訪問相談等の巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍する障害のある児童・生徒等への支援の充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
185	児童発達支援の実施	社会福祉課	療育*の必要のある子どもに、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的動作の指導、自立に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
186	放課後等デイサービスの実施	社会福祉課	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している発達支援の必要な子どもの自立を促進するため、児童発達支援センター等において、放課後等に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
187	保育所等訪問支援の充実	社会福祉課	児童発達支援センター*等の職員が発達支援の必要な子どもの通う施設（保育所等）を訪問し、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。
188	医療的ケアを要する子どもへの適切な支援の推進	社会福祉課	重度の障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。また、医療的ケアに対応する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
189	療育*に係る人材の育成	社会福祉課 子育て支援課 教育指導課	保育士、幼稚園教諭、保健師など、療育*に関わる人材の資質向上を図るため、療育*に関する各種研修会等への参加を促進します。
190	一時預かり支援の充実	社会福祉課	日中一時支援など、障害のある子どもを預かるサービス等の充実を図ります。また、地域の各種組織や地域のボランティア・NPO団体等が主体的に行う居場所づくり・交流の場づくりを促進します。
191	障害児居宅介護・短期入所支援・行動援護の実施	社会福祉課	障害のある子どもの生活支援を行うため、障害福祉サービスを提供します。
192	日常生活用具給付事業の実施	社会福祉課	在宅の重度障害児に訓練用ベッド・入浴補助具などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
193	移動支援事業の実施	社会福祉課	屋外での移動が困難な障害のある子どもに対し、外出の際に移動支援を行い、社会参加の促進を図ります。
194	児童発達支援、放課後等デイサービス利用者負担金助成の実施	社会福祉課	早期の療育*を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者負担を半額助成します。また、保育所（園）等を並行利用している場合は、全額助成します。
195	特別児童扶養手当の支給	社会福祉課	児童の福祉の増進を図るため、20歳未満の知的・精神または身体に障害がある子どもを養育している保護者に手当を支給します。

No	主な取組	担当課	内 容
196	障害に対する理解の促進	社会福祉課	発達障害*を含む障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深められるよう啓発を図ります。
197	障害児通所等交通費の助成	因島福祉課	島しょ部（因島・細島・生口島・高根島・百島）から療育*施設等に通所する際の橋通行料又は乗船料（1往復分）を助成し、経済的負担を軽減するとともに早期の療育*推進を図ります。

取組の方向性

(2) ライフステージに沿った相談体制の充実

障害のある子どもとその家族の個別ニーズに応じた専門的な相談機能の充実など、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
198	障害のある子どもに対する相談体制の充実	社会福祉課	「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」を中核として、障害のある子どもに対する相談体制の充実を図ります。
85 再掲	発達相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	就学前までの乳幼児で発達や行動面などについて心配な子どもを対象とし、療育*機関などの相談員による個別相談を行います。
86 再掲	5歳児相談の実施	健康推進課 御調保健福祉センター	就学前の5歳児を対象とし、医師や心理士等による相談を行い、子どもの心身のより健全な発達を促します。 また、就学に向け、適切な環境づくりを支援します。
87 再掲	言語・理学相談の実施	健康推進課	就学前の乳幼児で言葉や運動面等について心配な子どもを対象に、専門職による個別相談を行います。



基本施策3 健全な成長を阻害する要因を抱える子どもへの支援の充実

取組の方向性 (1) ヤングケアラー*への支援の推進

ヤングケアラー*について、関係機関・団体と連携し、本人やその家族を適切な支援につなげる体制を整備します。

また、子ども自身や家庭、地域等の社会全般にわたり、ヤングケアラー*に関する正しい理解を促すための啓発を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
199	ヤングケアラー*に関する理解促進・啓発	子育て支援課	家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげるため、ヤングケアラー*の定義などについて、子ども・若者だけでなく、保護者や養育者に加え、子育て支援団体などの関係団体への周知・啓発等を行います。
200	ヤングケアラー*の把握	子育て支援課	家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげるため、ヤングケアラー*の把握に向け、学校や支援団体と連携します。
173 再掲	養育支援訪問事業の実施	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	子育てを負担に感じる家庭を訪問し、適切なアドバイス等を行います。
115 再掲	家庭児童相談員による子育て相談の実施	子育て支援課	家庭における児童の適切な養育等に悩んでいる保護者に対して、東部こども家庭センター等の関係機関と連携して相談に応じます。
172 再掲	子育て世帯訪問支援事業の実施	子育て支援課	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。
175 再掲	子ども家庭相談支援体制の充実	子育て支援課 健康推進課 御調保健福祉センター	増加する児童虐待*やヤングケアラー*等への適切な対応が継続実施できるよう、こども家庭センターを設置するなどの必要な体制の充実を図ります。

取組の方向性

(2) いじめ・不登校・自殺などの問題を抱えた子ども・若者への支援の充実

「尾道市自殺対策推進計画」に基づき、子ども・若者の自殺対策を推進します。

また、「尾道市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を推進するとともに、不登校児童・生徒の教育機会の確保を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
201	いじめ等への対応の徹底	教育指導課	尾道市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を推進し、安全・安心な学校づくりに努めます。 また、「学校環境適応感の測定（アセス）」を実施し、学校環境に対する適応状況を把握し、学級経営に生かすとともに、いじめ等の未然防止に向けた、きめ細かい対応を図ります。
202	不登校支援における未然防止・初期対応の推進	教育指導課	学校が安全・安心に登校できる場所になるよう、魅力ある学校づくり、集団づくりを基盤とした分かりやすい授業の実施等に努めるとともに、心理学や福祉分野の専門家等を活用した研修を推進し、SOSを出しやすい教育相談体制の確立や関係機関等との連携の充実を図ります。
203	不登校児童・生徒の教育機会の確保	教育指導課	校内教育支援センターを設置し、校内における安全・安心な居場所づくりを整備するとともに、教育支援センター（千光寺さくら・因島はっさく）においては、集団での体験活動や一人ひとりの状況に合わせた学習活動など、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。
204	10代の自殺防止の推進	健康推進課 教育指導課	10代の自殺を防止するため、幅広い関係者による自殺の兆候の早期発見への取組等、相談支援体制の充実を図ります。
205	20代や30代の自殺防止の推進	健康推進課	メンタルヘルス*の重要さや、こころに関する相談窓口の啓発や相談支援体制の充実を図ります。 また、産後うつ病の予防や支援の充実を図ります。
95 再掲	思春期の相談体制の充実	教育指導課	思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持ったスクールカウンセラー*による相談活動の充実を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、東部こども家庭センター、保健所、医療関係機関等との連携を強化します。
96 再掲	思春期の子どもを持つ保護者の相談体制の充実	健康推進課	保健師が随時相談に応じるとともに、その状況により、専門機関への紹介及び関係機関との連携を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
206	ひきこもり相談体制の充実	社会福祉課	尾道市社会福祉協議会が運営する「尾道市ひきこもり支援ステーションみらさぼ」を中心に、ひきこもりについて正しく理解し、地域のよき理解者として身近なところで当事者や家族に寄り添う「ひきこもりサポーター」や、傾聴支援員として直接的・間接的に支援を行う「みらいサポーター」の養成を行うなど、ひきこもり相談体制の充実を図ります。



基本目標 5 貧困な状態にある子どもを支える環境づくり

基本施策 1 生活の安定に資するための支援の充実

取組の方向性 (1) ひとり親家庭などへの経済的支援の推進

子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭などへの生活の安定と自立に向けた経済的支援を行います。

No	主な取組	担当課	内 容
207	児童扶養手当の支給	子育て支援課	18歳（18歳到達後3月31日、中度以上の障害を有する場合は、20歳未満）までの子どもを養育している母子家庭・父子家庭等に手当を支給します。
208	ひとり親家庭等医療費の助成制度の実施	子育て支援課	母子家庭の母及び子ども、父子家庭の父及び子ども並びに父母のいない子どもの医療費の一部を助成します。
209	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付制度の実施	子育て支援課	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定と、その子どもの福祉を図るため、各種資金の貸付の相談、受付を行います。
210	母子生活支援施設入所の支援	子育て支援課	母子家庭の母と子どもを共に保護し、生活・住宅・教育・就職その他について支援します。
211	高等職業訓練促進給金の支給	子育て支援課	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給します。
212	自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課	母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、対象家庭の自立の促進を図ります。
213	高等学校卒業程度認定試験合格支援の実施	子育て支援課	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。
214	生活困窮者自立支援の充実	社会福祉課	仕事や生活など様々な問題を抱えて困難に感じている人などの幅広い相談に対応するため、尾道市社会福祉協議会が運営する「くらしサポートセンター」による自立に向けた支援を行います。

取組の方向性

(2) 保護者の就労の安定や自立に関する取組の推進

貧困状態にある保護者とその子どもが安定した生活を送り、将来的な自立を目指すことができるよう、保護者の就労を支援するとともに、自立に向けた生活支援や相談等の取組を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
215	就労支援の充実	子育て支援課	公共職業安定所と連携した就労支援、就労に関する情報提供・相談対応を行います。
216	ひとり親家庭等相談の実施	子育て支援課	母子・父子自立支援員と就業支援専門員が、公共職業安定所と連携した就労支援や、課題解決に向けて関係機関と連携を図りながら、母子・父子家庭等の生活や自立のための相談に応じます。
217	母子・父子福祉センターにおける支援の推進	子育て支援課	ひとり親の就労支援講座、子育て相談、親子交流会等を行います。
218	尾道市子どもの貧困対策プロジェクトチーム	子育て支援課	すべての子どもが将来に夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、関係部署が連携し、教育支援、生活支援、経済的支援等の施策を企画・立案します。
181 再掲	おのまる会議*（重層的支援）による支援の充実	社会福祉課	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援等、孤独・孤立のない地域づくりに向けた支援を一体的に行います。

基本施策 2 教育の支援の充実

取組の方向性

(1) 子どもの学習環境の充実

すべての子どもが年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長することができるよう、学びに困難を抱える児童・生徒への支援を行うとともに、安心して学べる学習機会を確保します。また、きめ細やかな教育を提供し、生きる力を備えた人材の育成を推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
219	学習支援事業の実施	子育て支援課 社会福祉課 因島福祉課	経済面で不安定な家庭の子どもの学習支援、進路相談等を行い、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図ります。

取組の方向性

(2) 教育に係る費用の負担軽減

すべての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育に係る費用の負担軽減を図ります。

No	主な取組	担当課	内 容
220	就学援助制度の実施	教育指導課	経済的理由により就学が困難な世帯の負担を軽減するため、義務教育に係る費用の一部を援助します。
100 再掲	尾道南高等学校の入学料等の免除の実施	学校経営企画課	尾道南高等学校の生徒が、社会で自立し、自分らしい生き方を実現していくために、安心して学ぶことができるよう、教科用図書の支給や経済的事情のある家庭に対して入学料免除を行います。
101 再掲	保育料・利用料等の負担軽減	子育て支援課 教委庶務課	3～5歳のすべての子ども、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもを対象とし、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、認可外保育施設等（保育の必要性がある場合に限る）の利用料を無償化します。 また、保育所（園）、認定こども園等の保育料、放課後児童クラブの利用料について、各世帯の状況等により必要と認められる場合は、減免措置等を行います。
102 再掲	保育料第2子以降無償化の実施	子育て支援課	多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に、所得状況やきょうだいの年齢上限にかかわらず、0～2歳児（保育の必要性がある場合に限る）について、第2子以降の保育料を本市独自に無償化します。

基本施策3 必要な支援の利用促進

取組の方向性

(1) 子どもの居場所づくりの推進

地域の関係機関の連携のもと、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
221	子ども食堂設置・運営の支援	子育て支援課	子どもたちが地域とつながり健やかに育つ地域環境づくりを進めるため、子どもに食事、学習、交流の場等を提供する事業を実施する団体に対し、居場所の開設及び運営に要する費用の一部を補助します。

No	主な取組	担当課	内 容
222	第三の居場所づくりの推進 (児童育成支援拠点事業)	子育て支援課	生活や学習等の環境に課題を抱える、子ども等を対象とし、子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぐ等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供します。
223	子どもの居場所の拡大	子育て支援課	子ども食堂や学習支援を行う団体の紹介や、開設マニュアルを作成し、子どもの居場所の拡大を図ります。
224	子どもの居場所運営団体の連携づくり	子育て支援課	子どもが安心して過ごせる地域の居場所が市内に広がることを目的に、尾道市社会福祉協議会と一体となって、事業実施団体が情報共有及び情報交換できるネットワークの連携強化を図ります。

取組の方向性

(2) 食品提供を円滑にする体制づくりの推進

企業、地域、行政等が連携して、家庭生活に困難を抱えている子育て家庭等を対象に、誰もが「食」に困らない体制づくりを推進します。

No	主な取組	担当課	内 容
225	フードバンクの実施	社会福祉課 子育て支援課	品質そのものには全く問題がないものの、食べられずにこれまで廃棄されてきた食品を家庭や企業などから寄贈を受け、支援を必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動を促進します。
226	まちかどフードパントリー尾道の実施	子育て支援課	常温・冷蔵・冷凍保存のいずれにも対応した無人の食品庫（パントリー）を、市内各地に順次開設し、協力企業等から提供された食品を、児童扶養手当や就学援助を受給している子育て家庭を中心に、生活困窮等の理由により食品の入手が困難な人に配布する事業を尾道市社会福祉協議会と一体となって実施します。
227	フードドライブの実施	社会福祉課 子育て支援課	各家庭などで使い切れない未使用食品を持ち寄り、子ども食堂など子育てを支援している団体や機関等へ寄付する活動を促進します。

第 6 章

量の見込みと確保方策

第6章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況等を総合的に勘案し、下記のとおり5区域を教育・保育提供区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域を超えた広域的な提供体制が必要な場合は、事業ごとに区域を設定します。

分類	事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設*	幼稚園・保育所（園）・認定こども園	5区域（※参照） ・尾道区域 ・御調区域 ・向島区域 ・因島区域 ・生口島区域
	地域型保育事業*	小規模保育・家庭的保育 居宅訪問型保育・事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		5区域
	時間外保育事業（延長保育）		5区域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		5区域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）		1区域（全市を対象）
	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）		1区域（全市を対象）
	養育支援訪問事業		1区域（全市を対象）
	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		5区域
	一時預かり事業（一時保育）		5区域
	病児・病後児保育事業		2区域（全市を対象）
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 【就学児童】		1区域（全市を対象）
	妊婦健康診査		1区域（全市を対象）
	子育て世帯訪問支援事業		1区域（全市を対象）
	児童育成支援拠点事業		1区域（全市を対象）
	親子関係形成支援事業		1区域（全市を対象）
	妊婦等包括相談支援事業		1区域（全市を対象）
	産後ケア事業		1区域（全市を対象）
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		1区域（全市を対象）

※ 5 区域に対する町丁目

区 域	参 考 (町丁目)
尾 道 区 域	東御所町、西御所町、土堂一～二丁目、十四日町、十四日元町、尾崎本町、東土堂町、西土堂町、長江一～三丁目、東久保町、西久保町、久保一～三丁目、久保町、山波町、尾崎町、防地町、栗原町、門田町、東則末町、西則末町、栗原東一～二丁目、栗原西一～二丁目、桜町、潮見町、天満町、三軒家町、高須町、長者原一～二丁目、東尾道、新高山一～三丁目、西藤町、浦崎町、百島町、吉和町、福地町、吉和西元町、正徳町、古浜町、東元町、沖側町、吉浦町、新浜一～二丁目、手崎町、神田町、平原一～四丁目、日比崎町、久山田町、美ノ郷町、木ノ庄町、原田町
御 調 区 域	御調町
向 島 区 域	向島町、向東町
因 島 区 域	因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島土生町、因島三庄町、因島棕浦町、因島田熊町
生口島区域	瀬戸田町、因島原町、因島洲江町

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

資料編

2 量の見込みの考え方

(1) 量の見込みの算出方法の概要

アンケート調査の結果と推計児童数により、下記の方法で量の見込みを算出しました。

年齢別の推計児童人口	×	家庭類型別の割合 【アンケート調査】	=	家庭類型別の将来の児童人口
家庭類型別の将来の児童人口	×	それぞれの事業の利用希望割合 (利用割合) 【アンケート調査】	=	各事業の見込量

(2) 推計児童数

過去5年間の住民基本台帳登録人口（男女別・各歳別）を基に、コーホート要因法により、0歳から11歳までの児童人口を推計しました。

〔表 推計児童人口〕

区 分	実績	推 計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳児	499	489	471	458	444	431
1歳児	605	514	504	485	471	457
2歳児	673	611	519	510	490	476
3歳児	702	673	612	519	510	490
4歳児	748	700	672	611	518	509
5歳児	822	749	701	673	612	519
6歳児(小1)	795	821	749	701	673	612
7歳児(小2)	909	795	821	749	701	673
8歳児(小3)	958	908	794	820	748	700
9歳児(小4)	927	957	907	794	820	748
10歳児(小5)	994	925	955	905	792	818
11歳児(小6)	991	991	922	952	902	789
就学前児童	4,049	3,736	3,479	3,256	3,045	2,882
小学生	5,574	5,397	5,148	4,921	4,636	4,340

※各年3月末

(3) 家庭類型別推計児童数

アンケート調査結果の父母の有無、父母の就労状況及び就労意向を基に現在と潜在的な家庭類型別推計児童数を算出しました。

量の見込みは、父母の今後の就労意向を反映した潜在的な家庭類型別推計児童数により算出します。

[表 家庭類型の考え方]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	算 出 方 法
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	父親、母親が「死亡、離婚、未婚等でいない」
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「フルタイム」
タイプC	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が120時間以上/月 ・「パートタイム」の親の就労時間が64～120時間/月であり、 保育事業の利用希望がある
タイプC'	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が64～120時間/月であり、 保育事業の利用希望がない ・「パートタイム」の親の就労時間が64時間未満/月
タイプD	専業主婦（夫） 【保育の必要性なし】	両親のどちらかが就労していない
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が120時間以上/月 ・就労時間が64～120時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプE'	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が64～120時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・就労時間が64時間未満/月
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	両親ともに就労していない

[表 家庭類型別推計児童人口（0～11歳）]

タイプ	家 庭 類 型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	推計児童数 (人)	割合	推計児童数 (人)
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	7.4%	712	7.4%	712
タイプB	フルタイム×フルタイム【保育の必要性あり】	36.2%	3,484	41.6%	4,003
タイプC	フルタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	27.7%	2,666	27.7%	2,666
タイプC'	フルタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	4.8%	462	5.9%	568
タイプD	専業主婦（夫）【保育の必要性なし】	23.6%	2,271	17.3%	1,665
タイプE	パートタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	0.0%	0	0.0%	0
タイプE'	パートタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	0.1%	10	0.1%	10
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	0.2%	19	0.0%	0

3

教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) 尾道区域

〔現状〕

- ◆令和6（2024）年9月現在、認定こども園12施設、保育所（園）8施設、幼稚園6施設、地域型保育事業*2施設を整備しています。

〔表 令和6（2024）年度 尾道区域の教育・保育の提供状況〕

区 分		認定 こども園	保育所 （園）	幼稚園	地域型保育	その他の 施設	計	第2期計画 令和6年度 （2024年度） 確保の内容
箇所数	か所	12	8	6	2	3	31	—
利用 定員数	1号認定 人	573	—	805	—	—	1,378	1,474
	2号認定 人	692	271	—	—	55	1,018	1,139
	3号認定 人	437	235	—	22	42	736	775

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆令和7（2025）年度に、保育所（園）1か所から、認定こども園1か所に移行する見込みです。
- ◆令和8（2026）年度に、公立幼稚園2か所を統合し、公立認定こども園1か所を整備する見込みです。

〔表 尾道区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別〕

(人)

区 分		令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
1号認定 （3～5歳教育）	①量の見込み	423	337	276	223	178
	1号認定	423	337	276	223	178
	広域利用（市外から）	—	—	—	—	—
	②確保の内容	1,295	1,025	1,015	1,005	995
	認定こども園	490	570	560	550	540
	幼稚園	805	455	455	455	455
	市外の施設	—	—	—	—	—
	過不足（②-①）	872	688	739	782	817

(人)

区 分		令和 7 年度 (2025年度)			令和 8 年度 (2026年度)			令和 9 年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)		
2号認定 (3～5歳保育)	①量の見込み	1,032			1,042			986			930			867		
	2号認定幼稚園希望	95			94			88			82			78		
	2号認定その他	937			948			898			848			789		
	②確保の内容	1,067			1,094			1,104			1,114			1,124		
	認定こども園	782			809			819			829			839		
	保育所（園）	230			230			230			230			230		
	認可外保育施設	55			55			55			55			55		
過不足（②-①）		35			52			118			184			257		
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	①量の見込み	144	261	315	147	255	274	150	248	282	151	245	281	153	244	285
	②確保の内容	150	274	318	153	280	327	153	280	327	153	280	327	153	280	327
	認定こども園	89	172	201	92	178	210	92	178	210	92	178	210	92	178	210
	保育所（園）	50	80	86	50	80	86	50	80	86	50	80	86	50	80	86
	地域型保育事業*	3	7	12	3	7	12	3	7	12	3	7	12	3	7	12
	認可外保育施設	8	15	19	8	15	19	8	15	19	8	15	19	8	15	19
	過不足（②-①）	6	13	3	6	25	53	3	32	45	2	35	46	0	36	42
	保育利用率※（％）	60.8			68.7			71.0			73.4			75.5		

※保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園・保育所（園）・地域型保育事業*に係る3号認定利用定員数の割合

(2) 御調区域

〔現状〕

◆令和6（2024）年9月現在、保育所（園）3施設、幼稚園1施設を整備しています。

〔表 令和6（2024）年度 御調区域の教育・保育の提供状況〕

区 分		認定 こども園	保育所 （園）	幼稚園	地域型保育	その他の 施設	計	第2期計画 令和6年度 (2024年度) 確保の内容
箇所数	か所	—	3	1	—	—	4	—
利用 定員数	1号認定	人	—	100	—	—	100	100
	2号認定	人	—	114	—	—	114	129
	3号認定	人	—	48	—	—	48	85

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆既存の施設において事業を提供します。

〔表 御調区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別〕

(人)

区 分		令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)		
1号認定 (3～5歳教育)	①量の見込み	7			5			5			4			4		
	1号認定	7			5			5			4			4		
	広域利用（市外から）	—			—			—			—			—		
	②確保の内容	100			100			100			100			100		
	認定こども園	0			0			0			0			0		
	幼稚園	100			100			100			100			100		
	市外の施設	—			—			—			—			—		
	過不足（②-①）	93			95			95			96			96		
2号認定 (3～5歳保育)	①量の見込み	68			53			56			50			52		
	2号認定幼稚園希望	3			2			2			2			2		
	2号認定その他	65			51			54			48			50		
	②確保の内容	84			70			70			70			70		
	認定こども園	0			0			0			0			0		
	保育所（園）	84			70			70			70			70		
	認可外保育施設	0			0			0			0			0		
	過不足（②-①）	16			17			14			20			18		
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	①量の見込み	9	13	16	8	15	16	8	11	12	8	13	14	8	12	15
	②確保の内容	10	18	18	8	16	16	8	16	16	8	16	16	8	16	16
	認定こども園															
	保育所（園）	10	18	18	8	16	16	8	16	16	8	16	16	8	16	16
	地域型保育事業*															
	認可外保育施設															
	過不足（②-①）	1	5	2	0	1	0	0	5	4	0	3	2	0	4	1
	保育利用率（％）	80.7			69.0			80.0			83.3			85.1		

(3) 向島区域

〔現状〕

◆令和6（2024）年9月現在、認定こども園2施設、保育所（園）3施設、地域型保育事業* 1施設を整備しています。

〔表 令和6（2024）年度 向島区域の教育・保育の提供状況〕

区 分		認定 こども園	保育所 （園）	幼稚園	地域型保育	その他の 施設	計	第2期計画 令和6年度 （2024年度） 確保の内容
箇所数		2	3	－	1	1	7	－
利用 定員数	1号認定	人	195	－	－	－	195	88
	2号認定	人	150	87	－	－	237	379
	3号認定	人	100	60	19	6	185	222

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆既存の施設において事業を提供します。

〔表 向島区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別〕

（人）

区 分		令和7年度 （2025年度）			令和8年度 （2026年度）			令和9年度 （2027年度）			令和10年度 （2028年度）			令和11年度 （2029年度）		
1号認定 （3～5歳教育）	①量の見込み	55			48			41			34			28		
	1号認定	55			48			41			34			28		
	広域利用（市外から）	－			－			－			－			－		
	②確保の内容	105			105			105			105			105		
	認定こども園	105			105			105			105			105		
	幼稚園	0			0			0			0			0		
	市外の施設	－			－			－			－			－		
	過不足（②-①）	50			57			64			71			77		
2号認定 （3～5歳保育）	①量の見込み	241			234			219			203			195		
	2号認定幼稚園希望	0			0			0			0			0		
	2号認定その他	241			234			219			203			195		
	②確保の内容	297			297			297			297			297		
	認定こども園	210			210			210			210			210		
	保育所（園）	87			87			87			87			87		
	認可外保育施設	0			0			0			0			0		
	過不足（②-①）	56			63			78			94			102		
3号認定 （0～2歳保育）	年齢区分	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	①量の見込み	32	52	64	31	54	58	31	53	60	31	52	59	31	50	59
	②確保の内容	32	61	72	32	61	72	32	61	72	32	61	72	32	61	72
	認定こども園	19	38	48	19	38	48	19	38	48	19	38	48	19	38	48
	保育所（園）	12	21	21	12	21	21	12	21	21	12	21	21	12	21	21
	地域型保育事業*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
	過不足（②-①）	0	9	8	1	7	14	1	8	12	1	9	13	1	11	13
	保育利用率（％）	111.5			117.0			118.7			123.1			126.9		

(4) 因島区域

〔現状〕

◆令和6（2024）年9月現在、認定こども園3施設、保育所（園）1施設、幼稚園1施設、地域型保育事業*1施設を整備しています。

〔表 令和6（2024）年度 因島区域の教育・保育の提供状況〕

区 分		認定 こども園	保育所 (園)	幼稚園	地域型保育	その他の 施設	計	第2期計画 令和6年度 (2024年度) 確保の内容
箇所数	か所	3	1	1	1	－	6	－
利用 定員数	1号認定	人	130	－	80	－	210	245
	2号認定	人	165	60	－	－	225	224
	3号認定	人	85	30	－	8	123	120

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆既存の施設において事業を提供します。

〔表 因島区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別〕

(人)

区 分		令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)		
1号認定 (3～5歳教育)	①量の見込み	45			38			29			21			18		
	1号認定	45			38			29			21			18		
	広域利用（市外から）	－			－			－			－			－		
	②確保の内容	145			145			145			145			145		
	認定こども園	65			65			65			65			65		
	幼稚園	80			80			80			80			80		
	市外の施設	－			－			－			－			－		
	過不足（②-①）	100			107			116			124			127		
2号認定 (3～5歳保育)	①量の見込み	149			141			123			106			105		
	2号認定幼稚園希望	0			0			0			0			0		
	2号認定その他	149			141			123			106			105		
	②確保の内容	209			209			209			209			209		
	認定こども園	149			149			149			149			149		
	保育所（園）	60			60			60			60			60		
	認可外保育施設	0			0			0			0			0		
	過不足（②-①）	60			68			86			103			104		
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	①量の見込み	18	31	37	18	32	34	18	34	38	18	32	37	18	31	37
	②確保の内容	19	37	40	19	37	40	19	37	40	19	37	40	19	37	40
	認定こども園	13	25	28	13	25	28	13	25	28	13	25	28	13	25	28
	保育所（園）	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12
	地域型保育事業*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過不足（②-①）	1	6	3	1	5	6	1	3	2	1	5	3	1	6	3
	保育利用率（％）	69.6			72.2			70.6			73.9			77.4		

(5) 生口島区域

〔現状〕

◆令和 6（2024）年 9 月現在、認定こども園 1 施設、保育所（園） 3 施設、幼稚園 1 施設を整備しています。

〔表 令和 6（2024）年度 生口島区域の教育・保育の提供状況〕

区 分		認定 こども園	保育所 （園）	幼稚園	地域型保育	その他の 施設	計	第 2 期計画 令和 6 年度 (2024年度) 確保の内容
箇所数		1	3	1	－	－	5	－
利用 定員数	1 号認定 人	15	－	45	－	－	60	105
	2 号認定 人	21	68	－	－	－	89	105
	3 号認定 人	9	32	－	－	－	41	70

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆既存の施設において事業を提供します。

〔表 生口島区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別〕

(人)

区 分		令和 7 年度 (2025年度)			令和 8 年度 (2026年度)			令和 9 年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)		
1 号 認 定 (3～5 歳 教 育)	①量の見込み	18			14			10			9			9		
	1 号認定	18			14			10			9			9		
	広域利用（市外から）	－			－			－			－			－		
	②確保の内容	60			60			60			60			60		
	認定こども園	15			15			15			15			15		
	幼稚園	45			45			45			45			45		
	市外の施設	－			－			－			－			－		
	過不足（②-①）	42			46			50			51			51		
2 号 認 定 (3～5 歳 保 育)	①量の見込み	62			55			44			45			50		
	2 号認定幼稚園希望	2			1			1			1			1		
	2 号認定その他	60			54			43			44			49		
	②確保の内容	74			74			74			74			74		
	認定こども園	21			21			21			21			21		
	保育所（園）	53			53			53			53			53		
	認可外保育施設	0			0			0			0			0		
	過不足（②-①）	12			19			30			29			24		
3 号 認 定 (0～2 歳 保 育)	年齢区分	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	①量の見込み	8	12	15	8	12	15	8	12	15	8	12	15	8	12	15
	②確保の内容	8	12	16	8	12	16	8	12	16	8	12	16	8	12	16
	認定こども園	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	保育所（園）	5	9	13	5	9	13	5	9	13	5	9	13	5	9	13
	地域型保育事業*															
	認可外保育施設															
	過不足（②-①）	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1
	保育利用率（％）	70.6			64.3			63.2			63.2			63.2		

(6) 市全域

〔現状〕

〔表 令和6（2024）年度 市全域の教育・保育の提供状況〕

区 分		認定 こども園	保育所 (園)	幼稚園	地域型保育	その他の 施設	計	第2期計画 令和6年度 (2024年度) 確保の内容
箇所数	か所	18	18	9	4	4	53	－
利用 定員数	1号認定 人	913	－	1,030	－	－	1,943	2,012
	2号認定 人	1,028	600	－	－	55	1,683	1,976
	3号認定 人	631	405	－	49	48	1,133	1,272

資料：尾道市

〔確保の内容〕

〔表 市全域の量の見込みと確保の内容／認定区分別〕

(人)

区 分		令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)		
1号認定 (3～5歳教育)	①量の見込み	548			442			361			291			237		
	1号認定	548			442			361			291			237		
	広域利用（市外から）	－			－			－			－			－		
	②確保の内容	1,705			1,435			1,425			1,415			1,405		
	認定こども園	675			755			745			735			725		
	幼稚園	1,030			680			680			680			680		
	市外の施設	0			0			0			0			0		
	過不足（②-①）	1,157			993			1,064			1,124			1,168		
2号認定 (3～5歳保育)	①量の見込み	1,552			1,525			1,428			1,334			1,269		
	2号認定幼稚園希望	100			97			91			85			81		
	2号認定その他	1,452			1,428			1,337			1,249			1,188		
	②確保の内容	1,731			1,744			1,754			1,764			1,774		
	認定こども園	1,162			1,189			1,199			1,209			1,219		
	保育所（園）	514			500			500			500			500		
	認可外保育施設	55			55			55			55			55		
	過不足（②-①）	179			219			326			430			505		
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	①量の見込み	211	369	447	212	368	397	215	358	407	216	354	406	218	349	411
	②確保の内容	219	402	464	220	406	471	220	406	471	220	406	471	220	406	471
	認定こども園	124	238	280	127	244	289	127	244	289	127	244	289	127	244	289
	保育所（園）	83	140	150	81	138	148	81	138	148	81	138	148	81	138	148
	地域型保育事業*	3	7	12	3	7	12	3	7	12	3	7	12	3	7	12
	認可外保育施設	9	17	22	9	17	22	9	17	22	9	17	22	9	17	22
	過不足（②-①）	8	33	17	8	38	74	5	48	64	4	52	65	2	57	60
	保育利用率（％）	67.2			73.4			75.5			78.1			80.4		

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

子どもや子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

〔現状〕

◆尾道区域3か所、その他の区域に各1か所の計7か所で事業を実施しました。

〔表 令和6（2024）年度 利用者支援事業の提供状況〕

区 分		尾道区域	御調区域	向島区域	因島区域	生口島区域
箇所数	か所	3	1	1	1	1
第2期計画 令和6(2024)年度確保の内容	か所	3	1	1	1	1

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆本計画期間においても、尾道区域に3か所、御調・向島・因島・生口島区域各1か所で提供します。
- ◆施設類型にかかわらず、すべての施設において、子育て支援コーディネーター及び母子保健コーディネーターを継続して配置することで、支援の充実を図ります。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
尾道区域	①量の見込み	か所	3	3	3	3	3
	②確保の内容	か所	3	3	3	3	3
	過不足②-①	か所	0	0	0	0	0
御調区域	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保の内容	か所	1	1	1	1	1
	過不足②-①	か所	0	0	0	0	0
向島区域	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保の内容	か所	1	1	1	1	1
	過不足②-①	か所	0	0	0	0	0
因島区域	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保の内容	か所	1	1	1	1	1
	過不足②-①	か所	0	0	0	0	0
生口島区域	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保の内容	か所	1	1	1	1	1
	過不足②-①	か所	0	0	0	0	0
市計	①量の見込み	か所	7	7	7	7	7
	②確保の内容	か所	7	7	7	7	7
	過不足②-①	か所	0	0	0	0	0

【参考】各施設における提供事業の状況（令和7年度）

区 分	施設類型	
	基本型	こども家庭センター型 (母子保健機能)
子育て世代包括支援センター「ぽかぽか★」		○
ぽかぽか★みつぎ		○
ぽかぽか★おのみち	○	
ぽかぽか★ひがしおのみち	○	
ぽかぽか★むかいしま	○	
ぽかぽか★いんのしま	○	
ぽかぽか★せとだ		○

〔基本型〕

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設*や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い方の支援を実施する事業です。

〔こども家庭センター型〕

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでに切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応などとして、保健師等による専門的な相談支援を行うとともに、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う事業です。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い、通常の保育時間を超えて午後7時まで延長して保育を行います。

〔現状〕

◆全区域でニーズに応じて事業を提供しました。

〔表 令和5（2023）年度 時間外保育事業（延長保育）の提供状況〕

区 分		尾道区域	御調区域	向島区域	因島区域	生口島区域
箇所数	か所	20	3	6	4	2
利用実人数	人	248	50	93	99	6
第2期計画 令和6(2024)年度確保の内容	人	268	33	118	51	11

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆尾道区域においては、幼稚園から認定こども園に1か所移行することで、時間外保育事業の充実を図ります。
- ◆尾道区域以外の区域では、既存の施設において事業を提供します。

[表 量の見込みと確保の内容]

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
尾道区域	①量の見込み	実人数	273	270	262	255	246
	②確保の内容	実人数	273	270	262	255	246
		箇所数	20	20	20	20	20
	過不足②-①	実人数	0	0	0	0	0
御調区域	①量の見込み	実人数	45	39	36	36	36
	②確保の内容	実人数	45	39	36	36	36
		箇所数	3	3	3	3	3
	過不足②-①	実人数	0	0	0	0	0
向島区域	①量の見込み	実人数	91	89	86	82	79
	②確保の内容	実人数	91	89	86	82	79
		箇所数	6	6	6	6	6
	過不足②-①	実人数	0	0	0	0	0
因島区域	①量の見込み	実人数	93	89	85	77	77
	②確保の内容	実人数	93	89	85	77	77
		箇所数	4	4	4	4	4
	過不足②-①	実人数	0	0	0	0	0
生口島区域	①量の見込み	実人数	5	5	4	4	4
	②確保の内容	実人数	5	5	4	4	4
		箇所数	2	2	2	2	2
	過不足②-①	実人数	0	0	0	0	0
市計	①量の見込み	実人数	507	492	473	454	442
	②確保の内容	実人数	507	492	473	454	442
		箇所数	35	35	35	35	35
	過不足②-①	実人数	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

〔現状〕

- ◆令和2（2020）年度以降、小学校の空き教室や、施設の空き部屋を活用し、密を避けるための分散教室を臨時開設しました。
- ◆支援単位の増設や長期休業中の増室を行い、利用ニーズに対応した施設配置に努めるとともに、開設時間の延長や機能の充実を図り、安全なクラブ運営を実施しました。

〔表 令和6（2024）年度 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供状況〕

区 分		尾道区域	御調区域	向島区域	因島区域	生口島区域
箇所数	か所	17	2	2	3	1
登録児童数	人	983	59	270	171	70
利用定員数	人	995	85	270	225	90
第2期計画 令和6(2024)年度確保の内容	人	983	59	302	139	70

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆既存のクラブにおいて、特に低学年と特別な配慮が必要な高学年の児童に考慮したうえで、量の見込みに対応した事業の提供を行います。
- ◆放課後子ども教室*との一体化・連携、小学校の余裕教室等の活用等について、福祉部局と教育委員会が連携を図り、尾道市放課後子どもプラン運営委員会等において検討を行います。
- ◆放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入体制の整備を図るとともに、支援員の専門性の向上に取り組めます。
- ◆利用ニーズに応じて機能の充実に取り組むとともに、支援員の研修を行うなど、質の向上を図ります。
- ◆放課後児童クラブの育成支援について市民の理解を深めるため、ホームページへの掲載や地域との連携により周知を図ります。

[表 量の見込みと確保の内容]

区 分			令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
尾道区域	①量の 見込み	1年生	利用人数	271	278	262	264	274
		2年生	利用人数	225	248	262	243	250
		3年生	利用人数	213	195	196	197	182
		4年生	利用人数	180	181	164	165	170
		5年生	利用人数	73	81	79	74	76
		6年生	利用人数	56	59	60	56	47
		計	利用人数	1,018	1,042	1,023	999	999
	②確保の内容		利用定員	1,018	1,042	1,023	999	999
	過不足②-①			0	0	0	0	0
御調区域	①量の 見込み	1年生	利用人数	15	16	12	15	9
		2年生	利用人数	12	14	14	11	13
		3年生	利用人数	8	7	9	10	6
		4年生	利用人数	7	6	6	8	8
		5年生	利用人数	7	6	5	5	6
		6年生	利用人数	8	6	6	6	5
		計	利用人数	55	54	51	54	47
	②確保の内容		利用定員	55	54	51	54	47
	過不足②-①			0	0	0	0	0
向島区域	①量の 見込み	1年生	利用人数	86	72	72	73	62
		2年生	利用人数	74	90	74	75	75
		3年生	利用人数	58	51	66	54	54
		4年生	利用人数	48	45	40	52	41
		5年生	利用人数	23	26	27	23	30
		6年生	利用人数	17	11	14	14	13
		計	利用人数	306	295	293	291	275
	②確保の内容		利用定員	306	295	293	291	275
	過不足②-①			0	0	0	0	0
因島区域	①量の 見込み	1年生	利用人数	46	31	35	38	27
		2年生	利用人数	47	53	36	41	43
		3年生	利用人数	38	33	37	25	26
		4年生	利用人数	40	39	35	40	27
		5年生	利用人数	27	28	29	26	28
		6年生	利用人数	11	11	12	13	13
		計	利用人数	209	195	184	183	164
	②確保の内容		利用定員	209	195	184	183	164
	過不足②-①			0	0	0	0	0
生口島区域	①量の 見込み	1年生	利用人数	11	13	20	12	9
		2年生	利用人数	17	13	15	23	14
		3年生	利用人数	17	15	11	13	19
		4年生	利用人数	19	16	14	10	12
		5年生	利用人数	14	14	13	11	8
		6年生	利用人数	8	6	6	6	5
		計	利用人数	86	77	79	75	67
	②確保の内容		利用定員	86	77	79	75	67
	過不足②-①			0	0	0	0	0

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市 計	①量の見込み	1年生 利用人数	429	410	401	402	381
		2年生 利用人数	375	418	401	393	395
		3年生 利用人数	334	301	319	299	287
		4年生 利用人数	294	287	259	275	258
		5年生 利用人数	144	155	153	139	148
		6年生 利用人数	98	92	97	94	83
		計 利用人数	1,674	1,663	1,630	1,602	1,552
	②確保の内容	利用定員	1,674	1,663	1,630	1,602	1,552
過不足②-①			0	0	0	0	0

〔表 一体型の放課後児童クラブ及び
放課後子ども教室*の目標〕

区 分		令和11年度 (2029年度)
箇所数	か所	1

〔表 放課後子ども教室*の目標〕

区 分		令和11年度 (2029年度)
箇所数	か所	13



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

〔現状〕

◆3か所の施設で、ニーズに応じて事業を提供しました。

〔表 令和5（2023）年度 子育て短期支援事業（ショートステイ）の提供状況（市全域）〕

区 分	箇所数	利用延人数	第2期計画 令和6（2024）年度確保の内容
	か所	人	人
市全域	3	30	100

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆既存の3か所の施設で事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	利用延人数/年	49	45	45	44	40
②確保の内容	利用延人数/年	49	45	45	44	40
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、発育・発達や育児等についての相談に応じるとともに、子育て支援に関する情報を提供します。

〔現状〕

◆令和5（2023）年度の訪問率は100％です。

〔表 令和5（2023）年度 乳児家庭全戸訪問事業の提供状況（市全域）〕

区 分	訪問人数	第2期計画 令和6（2024）年度確保の内容
	人	人
市全域	561	667

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆生後4か月までの子どもがいるすべての家庭を対象として実施します。

〔実施体制〕 保健師・助産師・看護師 〔実施機関〕 健康推進課

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	訪問人数/年	475	465	448	436	422
②確保の内容	訪問人数/年	475	465	448	436	422
過不足②-①	訪問人数/年	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

特に養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

〔現状〕

◆特に養育支援が必要な家庭を、家庭児童相談員が訪問しました。

〔表 令和5（2023）年度 養育支援訪問事業の提供状況（市全域）〕

区 分	訪問人数	第2期計画 令和6（2024）年度確保の内容
	人	人
市全域	30	30

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆特に養育支援の必要な家庭を、子育て支援課の保育士、教諭、保健師等の相談員や健康推進課の保健師等が訪問します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	訪問人数/年	40	40	40	40	40
②確保の内容	訪問人数/年	40	40	40	40	40
過不足②-①	訪問人数/年	0	0	0	0	0

(7) 要保護児童* 対策地域協議会その他の者による要保護児童* 等に対する支援に資する事業

〔現状〕

◆要保護児童* 対策地域協議会において、要保護児童* 等に対する情報を共有し、地域の関係機関が連携を図り、支援を行っています。

〔表 令和5（2023）年度 要保護児童* 対策地域協議会の状況（市全域）〕

区 分		市全域
代表者会議開催状況	回	1
実務者会議開催状況	回	6
個別ケース検討会議開催状況	回	34

資料：尾道市

〔確保の内容〕

◆要保護児童* 対策地域協議会において、目的に応じて個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を開催し、要保護児童* 等に対する情報を共有するとともに、地域の関係機関等の連携を強化し、支援を行います。

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育てに関する相談、情報提供、助言等を行うとともに、子どもと保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。

〔現状〕

- ◆尾道区域に2か所、御調・向島・因島・生口島区域に各1か所設置し、事業の充実を図りました。
- ◆子育て世代包括支援センターと連携し、情報提供、相談の充実を図りました。

[表 令和5（2023）年度 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の提供状況]

区 分		尾道区域	御調区域	向島区域	因島区域	生口島区域
箇所数	か所	2	1	1	1	1
利用延人数	人	18,682	2,367	2,948	4,136	1,744
第2期計画 令和6(2024)年度確保の内容	人	21,819	2,250	4,017	3,283	1,871

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆子育て支援センターにおいて、こども誰でも通園制度を継続して実施するなどにより、地域の子育て支援拠点として、事業のさらなる充実を図ります。

[表 量の見込みと確保の内容]

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
尾道区域	①量の見込み	利用延人数/年	24,184	20,166	17,688	16,238	14,680
	②確保の内容	利用延人数/年	24,184	20,166	17,688	16,238	14,680
		箇所数	2	2	2	2	2
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
御調区域	①量の見込み	利用延人数/年	3,325	3,112	2,430	2,214	2,018
	②確保の内容	利用延人数/年	3,325	3,112	2,430	2,214	2,018
		箇所数	1	1	1	1	1
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
向島区域	①量の見込み	利用延人数/年	3,766	3,300	2,947	2,696	2,435
	②確保の内容	利用延人数/年	3,766	3,300	2,947	2,696	2,435
		箇所数	1	1	1	1	1
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
因島区域	①量の見込み	利用延人数/年	4,472	3,965	3,673	3,331	2,958
	②確保の内容	利用延人数/年	4,472	3,965	3,673	3,331	2,958
		箇所数	1	1	1	1	1
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
生口島区域	①量の見込み	利用延人数/年	1,969	1,989	1,834	1,741	1,621
	②確保の内容	利用延人数/年	1,969	1,989	1,834	1,741	1,621
		箇所数	1	1	1	1	1
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
市計	①量の見込み	利用延人数/年	37,716	32,532	28,572	26,220	23,712
	②確保の内容	利用延人数/年	37,716	32,532	28,572	26,220	23,712
		箇所数	6	6	6	6	6
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業（一時保育）

ア 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者が病気や介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合等に、幼稚園等で一時的に保育を行います。

また、保護者の就労のために教育標準時間を超えた時間の保育を行います。

〔現状〕

- ◆各区域の幼稚園、認定こども園で事業を提供しています。
- ◆認定こども園の整備等により、第2期計画の量の見込みよりもニーズが少なくなっています。

〔表 令和5（2023）年度 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の提供状況〕

区 分		尾道区域	御調区域	向島区域	因島区域	生口島区域
箇所数	か所	16	1	3	4	2
利用延人数	人	7,152	55	1,828	922	1,929
第2期計画 令和6(2024)年度確保の内容	人	9,154	156	2,103	1,250	2,470

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆既存の施設において事業を提供しますが、幼稚園のない区域においては、認定こども園で提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
尾道区域	①量の見込み	利用延人数/年	6,600	5,255	4,363	3,470	2,697	
		1 号認定	利用延人数/年	6,600	5,255	4,363	3,470	2,697
		2 号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	②確保の内容	利用延人数/年	6,600	5,255	4,363	3,470	2,697	
		箇所数	16	15	15	15	15	
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0	
御調区域	①量の見込み	利用延人数/年	48	34	35	28	27	
		1 号認定	利用延人数/年	48	34	35	28	27
		2 号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	②確保の内容	利用延人数/年	48	34	35	28	27	
		箇所数	1	1	1	1	1	
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0	
向島区域	①量の見込み	利用延人数/年	1,465	1,279	1,107	903	724	
		1 号認定	利用延人数/年	1,465	1,279	1,107	903	724
		2 号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	②確保の内容	利用延人数/年	1,465	1,279	1,107	903	724	
		箇所数	2	2	2	2	2	
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
因島区域	①量の見込み	利用延人数/年	613	518	401	286	238
	1号認定	利用延人数/年	613	518	401	286	238
	2号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	②確保の内容	利用延人数/年	613	518	401	286	238
		箇所数	4	4	4	4	4
生口島区域	①量の見込み	利用延人数/年	1,662	1,293	937	829	807
	1号認定	利用延人数/年	1,662	1,293	937	829	807
	2号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	②確保の内容	利用延人数/年	1,662	1,293	937	829	807
		箇所数	2	2	2	2	2
市計	①量の見込み	利用延人数/年	10,388	8,379	6,843	5,516	4,493
	1号認定	利用延人数/年	10,388	8,379	6,843	5,516	4,493
	2号認定	利用延人数/年	0	0	0	0	0
	②確保の内容	利用延人数/年	10,388	8,379	6,843	5,516	4,493
		箇所数	25	24	24	24	24
過不足②-①			利用延人数/年	0	0	0	0

イ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者が病気や介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合等に、保育所（園）や認定こども園、子育て拠点施設で一時的に保育を行います。

〔現状〕

◆各区域の保育所（園）、認定こども園、市全域を区域とするファミリー・サポート・センター、トワイライトステイ事業において対応しています。

〔表 令和5（2023）年度 一時預かり事業の提供状況〕

区 分			尾道区域	御調区域	向島区域	因島区域	生口島区域
保育所（園）・認定こども園	箇所数	か所	20	1	4	4	3
	利用延人数	人	794	48	638	249	172
トワイライトステイ事業	箇所数	か所	1				
	利用延人数	人	0				
ファミリー・サポート・センター	利用延人数	人	609				
第2期計画 令和6(2024)年度確保の内容	利用延人数	人	4,661	50	1,399	488	135

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆既存の施設、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイ事業において、事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
尾道区域	①量の見込み	利用延人数/年	1,311	1,188	1,110	1,041	957
	②確保の内容	利用延人数/年	1,311	1,188	1,110	1,041	957
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
御調区域	①量の見込み	利用延人数/年	79	68	65	60	58
	②確保の内容	利用延人数/年	79	68	65	60	58
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
向島区域	①量の見込み	利用延人数/年	1,052	979	919	857	799
	②確保の内容	利用延人数/年	1,052	979	919	857	799
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
因島区域	①量の見込み	利用延人数/年	352	323	294	263	248
	②確保の内容	利用延人数/年	352	323	294	263	248
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
生口島区域	①量の見込み	利用延人数/年	288	270	238	237	242
	②確保の内容	利用延人数/年	288	270	238	237	242
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
市計	①量の見込み	利用延人数/年	3,082	2,828	2,626	2,458	2,304
	②確保の内容	利用延人数/年	3,082	2,828	2,626	2,458	2,304
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

病気の子どもについて、保育所（園）・認定こども園、病院の専用スペースにおいて、保育士、看護師等が一時的に保育する事業を実施します。

〔現状〕

- ◆令和5（2023）年度まで病児・病後児保育を1か所、病後児保育を1か所で事業を実施してきましたが、令和6（2024）年度に新たに病児・病後児保育を1か所で開始しました。
- ◆利用ニーズに対して年間の延定員数は充足していますが、実施場所や利用の時期が偏ることなどにより、十分に対応できていない状態です。

〔表 令和5（2023）年度 病児・病後児保育事業の提供状況（市全域）〕

区 分	箇所数	利用延人数	延定員数	第2期計画 令和6（2024）年度確保の内容
	か所	人	人	人
市全域	2	11	8	1,292

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆3か所の施設で事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	利用延人数/年	948	914	893	859	838
②確保の内容	利用延人数/年	948	914	893	859	838
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 〈就学児童〉

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員として助け合う事業において、就学児童の放課後の子育てをサポートします。

〔現状〕

- ◆就学児童の放課後等の預かり等のニーズに対応しています。

〔表 令和5（2023）年度 子育て援助活動支援事業の提供状況（就学児童・市全域）〕

区 分	利用延人数	第2期計画 令和6（2024）年度確保の内容
	人	人
市全域	696	401

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆既存の事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	利用延人数/年	674	643	614	579	542
②確保の内容	利用延人数/年	674	643	614	579	542
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた検査を医療機関等において実施します。

〔現状〕

- ◆すべての妊婦を対象とし、親子（母子）健康手帳交付時に、保健師等専門職が受診の説明を行っています。
- ◆健診結果を確認し、必要に応じて医療機関等との連携を行い、治療・適切な支援につなげています。

〔表 令和5（2023）年度 妊婦健康診査の提供状況（市全域）〕

区 分	受診回数	第2期計画 令和6（2024）年度確保の内容
市全域	6,131	8,640

資料：尾道市

〔確保の内容〕

- ◆すべての妊婦を対象に実施します。

〔実施場所〕 医療機関等

〔健診内容〕 妊 婦：基本的な健康診査（問診、診察、計測等）、保健指導

〔実施時期〕 妊娠期：妊娠初期から妊娠23週まで：4週間に1回

妊娠24週から妊娠35週まで：2週間に1回

妊娠36週以降分娩まで：1週間に1回

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	受診延回数/年	6,241	6,054	5,873	5,697	5,527
②確保の内容	受診延回数/年	6,241	6,054	5,873	5,697	5,527
過不足②-①	受診延回数/年	0	0	0	0	0

(13) 子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー*等のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。

〔確保の内容〕

◆訪問支援が必要な家庭を援助します。

[表 量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	利用延人数/年	672	646	618	593	563
②確保の内容	利用延人数/年	672	646	618	593	563
過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える小学生等に対して、安全・安心な居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣づくりや学習サポート等を個別の状況に応じた支援を提供します。

〔確保の内容〕

◆既存施設を中心に、支援が必要な子どもに対し、きめ細やかに対応します。

[表 量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	実人数/年	80	80	80	80	80
②確保の内容	実人数/年	80	80	80	80	80
過不足②-①	実人数/年	0	0	0	0	0

(15) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や子どもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援します。

〔確保の内容〕

◆親子の関係性や児童の状況に応じ、親の学びの場づくりや情報提供など必要な支援を提供します。

[表 量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	実人数/年	5	5	5	5	5
②確保の内容	実人数/年	5	5	5	5	5
過不足②-①	実人数/年	0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない支援を実施します。

〔確保の内容〕

◆すべての妊産婦を対象に実施します。

〔実施時期・実施場所〕妊 娠 届 出 時：ぽかぽか☀窓口

妊 娠 8 か 月 頃：電話・ぽかぽか☀窓口

赤ちゃん訪問時：産婦自宅等

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	面談実施延回数		1,476	1,446	1,392	1,353	1,311
	妊娠届出数		492	482	464	451	437
	面談実施回数/組		3	3	3	3	3
②確保の内容	実施延回数/年		1,476	1,446	1,392	1,353	1,311
過不足②-①	実施延回数/年		0	0	0	0	0

(17) 産後ケア事業

出産後の母子に心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア施設や自宅等で、助産師による支援を行います。

〔確保の内容〕

◆出産後、安心して子育てができるよう、産後ケア施設や自宅等で、助産師による心身のケア、授乳指導や育児相談等に取り組みます。また、実施施設の拡充を図ります。

〔実施時期〕 出産から1歳に至るまで

〔実施場所〕 宿泊型・日帰り型：産後ケア施設等

訪問型：自宅等

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
宿泊型	①量の見込み	利用延人数/年	20	20	21	21	21
	②確保の内容	利用延人数/年	20	20	21	21	21
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
日帰り型	①量の見込み	利用延人数/年	60	61	62	62	63
	②確保の内容	利用延人数/年	60	61	62	62	63
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0
訪問型	①量の見込み	利用延人数/年	15	15	15	16	16
	②確保の内容	利用延人数/年	15	15	15	16	16
	過不足②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

〔確保の内容〕

◆保育所（園）、認定こども園に加え、市内 6 か所の子育て支援センターにおいても、継続して事業を実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0 歳	①量の見込み	実人数/年	42	42	42	42	42
	②確保の内容	実人数/年	42	42	42	42	42
	過不足②-①	実人数/年	0	0	0	0	0
1 歳	①量の見込み	実人数/年	42	42	42	42	42
	②確保の内容	実人数/年	42	42	42	42	42
	過不足②-①	実人数/年	0	0	0	0	0
2 歳	①量の見込み	実人数/年	26	26	26	26	26
	②確保の内容	実人数/年	26	26	26	26	26
	過不足②-①	実人数/年	0	0	0	0	0

第 7 章

計画の目標事業量及び 成果指標

第7章 計画の目標事業量及び成果指標

1 目標事業量

事業等		指 数	令和5年度 (2023年度) 実績値	令和11年度 (2029年度) 目標値	担当課
保育所（園）、幼稚園等 防犯カメラ設置		設置率	66.7%	100%	子育て支援課 教委庶務課
小・中学校防犯カメラ設置		設置率	7.5%	100%	教育指導課 教委庶務課
交通安全教室		実施団体率	98.1%	100%	総務課
放課後子ども教室*		箇所数	13か所	13か所	生涯学習課
出産・子育て応援事業		面談率	100%	100%	健康推進課 御調保健福祉センター
乳幼児 健康診査	4か月児	受診率	99.4%	99.0%	健康推進課 御調保健福祉センター
	1歳6か月児		98.2%	99.0%	
	3歳児		99.4%	99.0%	
ぽかぽか★おむつ定期便事業		利用率	96.5%	100%	子育て支援課
利用者支援事業（ぽかぽか★）		箇所数	7か所	7か所	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター
おのべびギフト事業 （6か月児）		実施率	91.9%	100%	健康推進課 子育て支援課 御調保健福祉センター
赤ちゃん訪問		訪問率	100%	100%	健康推進課 御調保健福祉センター
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		箇所数	6か所	6か所	子育て支援課
教育・保育	1号認定	利用定員数	2,052人	1,405人	子育て支援課 教委庶務課
	2号認定		1,610人	1,774人	
	3号認定		1,091人	1,097人	
延長保育事業		箇所数	35か所	35か所	子育て支援課
病児・病後児保育事業		箇所数	2か所	3か所	子育て支援課
一時保育事業		箇所数	32か所	34か所	子育て支援課
ショートステイ事業		箇所数	3か所	3か所	子育て支援課

事業等		指 数	令和5年度 (2023年度) 実績値	令和11年度 (2029年度) 目標値	担当課
ファミリー・ サポート・センター		提供会員	133人	100人	子育て支援課
		依頼会員	191人	150人	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		箇所数	25か所	22か所	子育て支援課
		定員数	1,615人	1,552人	
保育所（園）・認定こども園・ 幼稚園合同研修		参加団体率	94.0%	100%	子育て支援課
養育支援訪問事業		訪問延件数	30件	40件	子育て支援課
障害児の 教育・保育	保育所（園）	箇所数	38か所	39か所	子育て支援課
	認定こども園				
子ども第三の居場所		箇所数	3か所	4か所	子育て支援課
子どもの居場所づくり ネットワーク事業		加入団体数	17か所	21か所	子育て支援課
子どもの学習支援事業		参加者延人数	2,203人	4,000人	子育て支援課

2

成果指標

内 容	調 査	現 状 令和4・6年度 (2022・2024年度)		目 標 令和11年度 (2029年度)
幸せと感じる子ども・若者の割合 (幸福度が8点以上)	中高生調査 若者調査	中高生	61.1%	増加
		若者	42.7%	増加
「生活に満足している」と思う子ども・若者の割合 (8点以上)	中高生調査 若者調査	中高生	48.0%	増加
		若者	26.3%	増加
「尾道市は子育てがしやすいまち」と思う保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	70.4%	増加
		小学校児童	68.8%	増加
「自分の考えや思いを言う機会がある」と思う子どもの割合	中高生調査	中高生	84.3%	増加
孤独であると感じることがある子ども・若者の割合	中高生調査 若者調査	中高生	28.7%	減少
		若者	45.9%	減少
「子どもが被害となる事故や犯罪への不安」を感じる保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	37.6%	減少
		小学校児童	35.1%	減少
「子どもの成長にとって良好な情報環境が整備されている」と感じる保護者の割合	二一ズ調査	小学校児童	63.3%	増加
「子どもが自然・社会・文化等のいろいろな体験ができる地域」と感じる保護者の割合	二一ズ調査	小学校児童	54.3%	増加
「子育てが地域の人々や社会全体に支えられている」と感じる保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	60.6%	増加
		小学校児童	64.2%	増加
子どもの健康づくり支援に満足している保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	83.4%	増加
		小学校児童	74.9%	増加
出産や子育てに関する費用を負担に感じる保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	73.3%	減少
		小学校児童	65.0%	減少
子育てに関する不安や負担を感じる保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	61.0%	減少
		小学校児童	56.1%	減少
「子育てに関する情報を十分入手できている」と思う保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	67.4%	増加
		小学校児童	61.8%	増加
気軽に相談できる人（場所）がない（ない）保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	3.5%	0%
		小学校児童	5.1%	0%

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

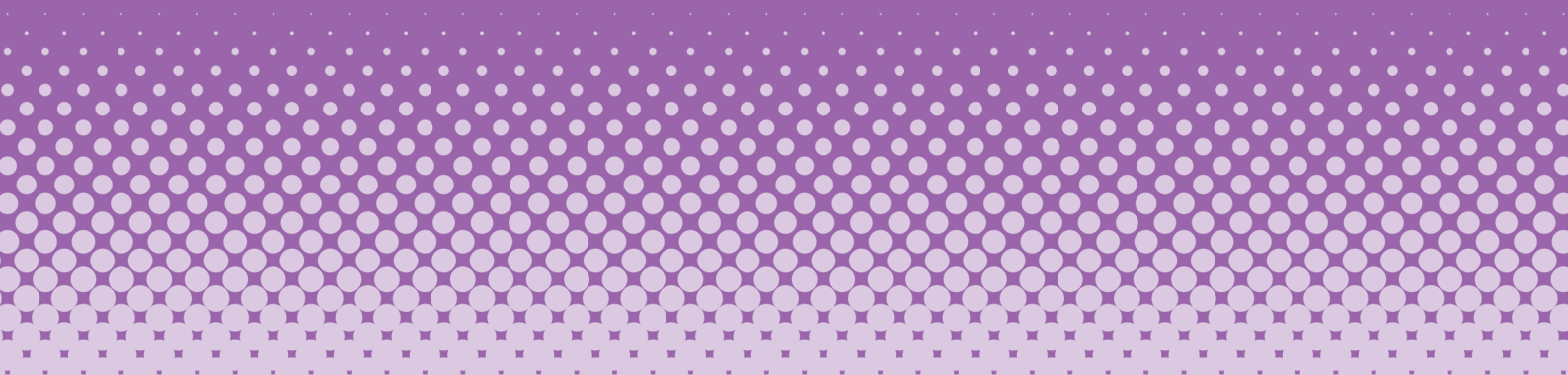
第 8 章

資料編

内 容	調 査	現 状 令和 4 ・ 6 年度 (2022 ・ 2024年度)		目 標 令和11年度 (2029年度)
「市や県の相談機関等の相談体制を利用しやすい」と思う保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	44.5%	増加
		小学校児童	31.6%	増加
保育所（園）・認定こども園待機児童数	実績	就学前児童	0人	0人
放課後児童クラブ待機児童数（低学年）	実績	小学校児童	0人	0人
「男性が育児に十分関わっている」と思う保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	82.0%	増加
		小学校児童	70.5%	増加
子どもの出産前後に離職した母親の割合	二一ズ調査	就学前児童	25.6%	減少
幼児期の教育環境に満足している3～5歳の保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	69.6%	増加
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合	中高生調査 若者調査	中高生	80.2%	増加
		若者	67.2%	増加
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	中高生調査 若者調査	中高生	79.7%	増加
		若者	58.9%	増加
「子どもに虐待をしている」と思う保護者の割合	二一ズ調査	就学前児童	0.5%	0%
		小学校児童	0.4%	0%
ものごとがうまくいかず落ち込んだり、つらいと思った経験があった際に相談していない子どもの割合	中高生調査 若者調査	中高生	28.2%	減少
		若者	16.9%	減少

第 8 章

計画の推進に向けて



第8章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進にあたり、子育て支援課を中心とした関係課が事業の進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を行い、総合的な推進を図ります。

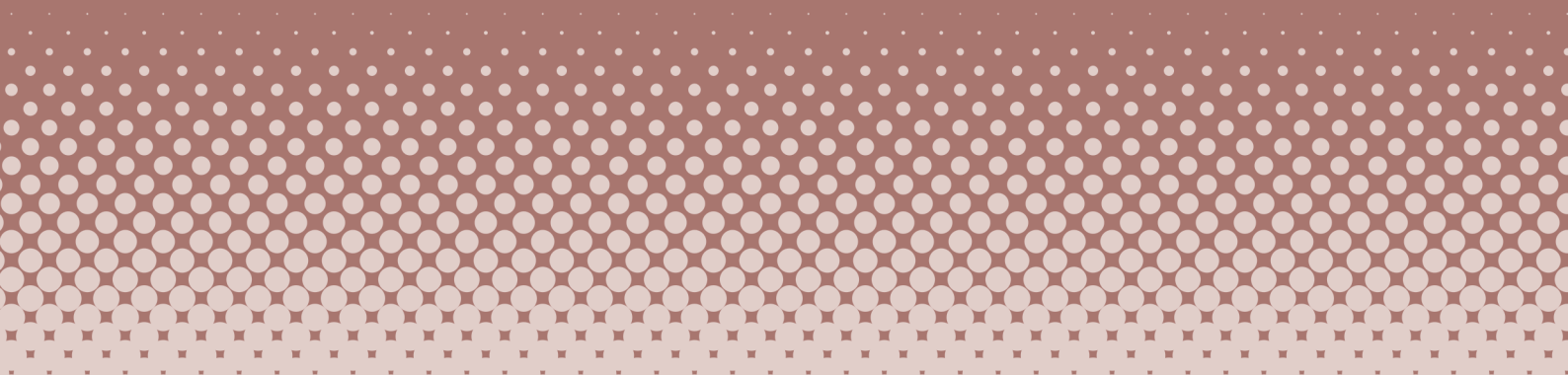
また、必要に応じて、保護者代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者、労働行政関係者等で構成される尾道市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況の検証・評価を行うとともに、見直しを行います。

2 計画推進に向けた地域一体となった取組

本計画は、子どもの成長と子育てを支援することにより、子どもや若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができる地域を実現するための総合的な計画であるため、市民、地域の関係団体、医療機関、企業等との協働により子育て支援に取り組むとともに、学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の地域の関係機関との連携を図ります。

また、本計画の実施状況に係る情報を広報紙やホームページ等により周知し、広く市民の理解と協力を得て施策を推進します。

資料編



1 こども基本法

令和四年法律第七十七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保すること

により、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

- 第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

- 第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

- 第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

- 第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

- 第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 子ども・子育て支援法（抜粋）

平成二十四年法律第六十五号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで
の間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達する
までの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを
現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のため
に適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子ども
を生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域におけ
る子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及び
その後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一
項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をい
う。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」とい
う。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法
（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又
は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下
「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第
三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下
「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事
業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保
育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保
育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居
宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業
所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
- 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
- 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
- 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援

事業の実施に関する基本的事項

- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事

する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

3 尾道市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月26日
条例第49号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、尾道市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、20人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (令和5年3月31日条例第16号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4

尾道市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所属団体等
1	段 上 有 紀	尾道市子育てサロン連絡協議会
2	工 藤 孝 之	尾道市PTA連合会
3	丸 谷 小百合	尾道市手をつなぐ連合育成会
4	○ 野 尻 栄	社会福祉法人広島県同胞援護財団 子供の家三美園
5	片 山 仁 見	尾道市保育連盟
6	谷 国 匡 江	家庭保育園連絡協議会
7	山 口 喜 之	尾道市立幼稚園長会
8	衛 藤 朋 弘	尾道市小学校長会
9	吉 用 和 弘	尾道市公立中学校長会
10	木 村 順 子	尾道子育て支援ネットワーク
11	大泰司 加 代	尾道市連合民生委員児童委員協議会
12	小 倉 敏	尾道市医師会
13	大 元 一 弘	尾道市歯科医師会
14	◎ 前 田 謙 二	尾道市立大学
15	平 田 昌 弘	尾道公共職業安定所ハローワーク尾道
16	田 坂 昇	尾道市社会福祉協議会
17	倉 田 雄 司	尾道市学校経営アドバイザー
18	宮 本 佳 宏	尾道市教育委員会教育長
19	澤 田 昌 文	尾道市副市長

※◎会長 ○副会長

5

尾道市子ども・子育て支援事業計画策定推進会議設置要綱

(設置)

第1条 尾道市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するに当たり、尾道市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第49号）第9条の規定に基づき、尾道市子ども・子育て支援事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) その他事業計画の策定に関して必要な事項
- (3) その他組織横断的に協議が必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議の招集)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員が出席できないときは、その委員の代理者を出席させることができる。
- 4 委員長は、その他会議の目的達成のために必要な者を委員として出席させることができる。

(意見の聴取等)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、資料の提出及びその説明を求めることができる。

(ワーキング会議)

第6条 第2条に規定する所掌事務を効率的に進めるため、推進会議の下にワーキング会議を設置する。

- 2 ワーキング会議は、リーダー、サブリーダー及びチーム員で組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 ワーキング会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画の策定に係る推進会議における提案事項の調整
 - (2) その他事業計画の策定に関して必要な事項

(庶務)

第7条 推進会議及びワーキング会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及びワーキング会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

付 則
この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

6

計画策定の経緯

日 時	内 容
令和6（2024）年5月29日	第1回子ども・子育て会議の開催 (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画中間評価について (2) 本市の就学前教育・保育施設の整備状況及び尾道市の子育て支援サービスの状況について (3) (仮称) 尾道市こども計画策定の趣旨及びスケジュールについて (4) 子どもや若者へのアンケート調査等について
令和6（2024）年6月21日～ 令和6（2024）年7月16日	「尾道市こども計画」策定のための調査（12～39歳）の実施
令和6（2024）年7月29日	「こどもまんなかワークショップ 尾道」の実施
令和6（2024）年8月21日	第2回子ども・子育て会議の開催 (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について (2) 広島県子供の生活に関する実態調査（尾道市抽出分）結果概要及び「尾道市こども計画」策定のための調査（中高生・若者アンケート調査）結果概要について (3) 「こどもまんなかワークショップ 尾道」結果概要について (4) 「尾道市こども計画」骨子案について
令和6（2024）年11月13日	第3回子ども・子育て会議の開催 (1) 尾道市こども計画（素案）について
令和6（2024）年12月12日	「尾道市こども計画」策定のための調査結果等について（市HP掲載） ・「尾道市こども計画」策定のための調査結果（12～39歳） ・第2期子ども・子育て支援事業計画中間評価のための調査結果 ・広島県子供の生活に関する実態調査結果（尾道市分） ・「こどもまんなかワークショップ 尾道」結果
令和6（2024）年12月12日～ 令和7（2025）年1月10日	パブリックコメントの実施
令和7（2025）年2月5日	第4回子ども・子育て会議の開催 (1) パブリックコメントの結果について (2) 尾道市こども計画（案）について

7

用語解説

※前頁までの文章中の「※」箇所に対応しています。

用 語		内 容
あ行	ICT	情報通信技術のこと。 Information and Communication Technology の略。
	育児休業	原則1歳に満たない子どもを養育する男女労働者が会社に申し出るにより、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度のこと。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。
	イクちゃんベビールーム	民間と行政の参画により結成された「こども未来づくり・ひろしま応援隊」が行うサービスであり、野外イベント等において臨時に設置する授乳おむつ替えスペースのこと。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
	AI	人工知能。コンピューターを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術のこと。 Artificial Intelligence の略。
	OJT	日常の業務に就きながら行われる教育訓練のこと。 On-the-Job Training の略。
	Ono-Boss（おのボス）宣言	職場でともに働く部下のキャリア形成と人生を応援しながら、部下と自らのワーク・ライフ・バランスを実現できる職員を育成するため、尾道市版イクボス宣言のこと。 「Ono」の「O」は、「尾道の将来を担う子どもたちのため」に、「n」は「何事（仕事・プライベート）にも前向きに取り組む部下」を、「o」は「応援する上司（Boss）」を表す。
か行	おのまる会議	地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域生活課題を抱える地域住民等に対する適切な支援を図るため、社会福祉法第106条の6第1項に規定する支援会議及び孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定する協議会のこと。
	カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に行うこと。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育のこと。
	教育・保育施設	就学前の子どもに幼児教育、保育を提供する施設であり、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業等のこと。
	グローバル	人やモノ（物）、情報が国境を越え、世界的規模で地球全体に関わるさまのこと。
	ケアリーバー	児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のこと。

用 語		内 容
か行	こども大綱	こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5(2023)年12月に閣議決定された。
	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	平成元（1989）年に国連で採択された、すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の子どもを、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めている。また、同時に、大人へと成長する過程において、子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めている。
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民や保護者が一体となって学校運営に参画し、「地域に開かれ、地域と共にある学校づくり」を推進する仕組みを指し、学校運営協議会が設置された学校のこと。
さ行	シェアオフィス	同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィスのこと。
	児童館・児童センター	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一つのこと。児童の遊びを指導する児童厚生員を配置している。
	児童虐待	親等の保護者や、その同居人等が児童に虐待を加えること。暴力等による身体的な虐待、食事を与えない等のネグレクト、性的な虐待、言葉や態度による心理的な虐待など、児童の身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないことをいう。
	児童発達支援センター	児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害のある児童やその家族への相談、支援を行う地域の中核的な療育支援施設のこと。
	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
	出生率	一定期間の出生数の、人口に対する割合のこと。一般に、人口1,000人当たりの、1年間の出生児数の割合をいう。
	情報モラル教育	情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度に関する教育のこと。
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取組のこと。
	スクールカウンセラー	いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題等の未然防止や早期発見、早期解決のため、学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家のこと。
	スマートスクール	本市において、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想である「GIGAスクール構想」で実現した学校の姿をいう。

用 語		内 容
た行	地域型保育事業	3歳未満の児童を対象とした小規模保育や家庭的保育等の事業のこと。
	デジタル化	物事の仕組みや手段にコンピュータや通信ネットワークなどのデジタル技術を取り入れること。
	デートDV	DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことであり、デートDVは恋人との間における暴力のこと。
	特別支援学級	小学校、中学校等において障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。
は行	はじめの100か月の育ち	妊娠期がおおむね10か月、誕生から小学校就学間までが概ね6年6か月、さらに幼保小接続の重要な時期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のうち小学校就学後がおおむね1年であり、これらの重要な時期の合計がおおむね100か月であることに着目した「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」のこと。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する状態のこと。
	パブリックコメント	政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を公表し、地域住民等から広く意見を求めること。
	ひろしまこども夢財団	広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援することにより、子どもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる社会の構築に寄与することを目的に事業を推進している公益財団法人のこと。
	ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指したトレーニング。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できる取組のこと。
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する事業のこと。
ま行	メンタルヘルス	体の健康ではなく、こころの健康状態のこと。
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる18歳未満の子どもや、状況に応じ40歳未満の若者のこと。
	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。
ら行	ライフデザイン	自身が「将来どんな人生を送りたいか」について、自分の価値観に基づいて、自分の生き方の構想を描くこと。

用 語		内 容
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
	労働力率	労働力人口（15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができるが、仕事についていない者の総称）の当該年齢人口に対する割合のこと。
わ行	ワークショップ	参加・体験型の研修（勉強会）のことであり、少人数の班に分かれ、進行役の助言等を得ながら意見交換や議論を交わすこと。
	ワーク・ライフ・バランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



尾道市こども計画

発行：尾道市

編集：尾道市 福祉保健部 子育て支援課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 電話:0848-38-9205 FAX:0848-38-9206

E-mail:k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp